

令和 7 年 度
都 市 局 関 係 予 算 概 要

令和 7 年 1 月

国土交通省都市局

目 次

I. 令和7年度 都市局関係予算 総括表	1	3. コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展	
II. 令和7年度 都市局関係予算の基本方針	4	（1）立地適正化計画の実効性の向上	2 8
III. 令和7年度 都市局関係予算 主要事項	5	（2）市町村域を越えた広域連携の強力な推進	2 9
1. 安全・安心、防災・減災・復興まちづくり	5	（3）コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた戦略的取組の推進	3 0
2. まちづくり GX	7	4. 地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化	
3. コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展	9	（1）地方都市等の再生	3 1
4. 地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化	1 1	（2）市街地再開発事業等の着実な実施	3 2
5. まちづくり DX	1 3	（3）国際競争力強化のための都市再生の推進	3 3
6. 国際都市政策連携・海外展開	1 5	5. まちづくり DX	
7. 2027 年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組	1 6	（1）3D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進	3 4
IV. 令和7年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等 1 7		（2）スマートシティの実装化および海外展開の推進	3 5
1. 安全・安心、防災・減災・復興まちづくり		6. 国際都市政策連携・海外展開	
（1）被災地の復興支援	1 7	（1）国際的な都市政策連携および都市開発の海外展開	3 6
（2）災害に強いまちづくりの形成	1 8	7. 2027 年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組	
（3）盛土の安全確保対策の推進	2 0	（1）2027 年国際園芸博覧会に向けた取組	3 7
（4）安全な地域への移転促進	2 1	（2）首里城の復元に向けた取組	3 8
（5）事前防災・事前復興まちづくりの推進	2 2	V. 令和7年度 都市局関係予算 新規・拡充事項等一覧 3 9	
2. まちづくり GX		VI. 令和7年度 都市局関係 税制改正概要	4 1
（1）改正都市緑地法等を踏まえた緑地確保の推進	2 3	VII. 参考資料	4 2
（2）ネット・ゼロ・エネルギー街区の実現に向けたエネルギーの面的利用の推進	2 4	VIII. 問い合わせ先	6 8
（3）都市の脱炭素化の推進	2 5		
（4）デジタルも活用した暑熱対策の検討の推進	2 6		
（5）まちなかのクールスポット創出等に向けた取組の推進	2 7		

I. 令和7年度 都市局関係予算 総括表

(1) 令和7年度 都市局関係予算 事業費・国費総括表

(単位：百万円)

事 項	令和7年度 (A)		前年度 (B)		倍 率 (A／B)		備 考														
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費															
国 営 公 園 等	36,219	32,432	37,621	32,386	0.96	1.00	1. 本表のほか、国土交通省全体で社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金があり、地方の要望に応じて都市局関係事業に充てることができる。 ・社会資本整備総合交付金 487,410百万円 ・防災・安全交付金 846,955百万円 2. 本表のほか、道路事業全体額の内数として以下のとおり街路事業がある。 (単位：百万円) <table border="1"><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">令和7年度</th><th colspan="2">前 年 度</th></tr><tr><th>事 業 費</th><th>国 費</th><th>事 業 費</th><th>国 費</th></tr><tr><td>街 路 事 業</td><td>5,106,114 の内数</td><td>2,118,885 の内数※</td><td>5,319,293 の内数</td><td>2,118,300 の内数</td></tr></table> ※「高規格道路、IC等アクセス道路その他」 (国費255,874百万円の内数) 等を含む。	区 分	令和7年度		前 年 度		事 業 費	国 費	事 業 費	国 費	街 路 事 業	5,106,114 の内数	2,118,885 の内数※	5,319,293 の内数	2,118,300 の内数
区 分	令和7年度		前 年 度																		
	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費																	
街 路 事 業	5,106,114 の内数	2,118,885 の内数※	5,319,293 の内数	2,118,300 の内数																	
うち国営公園等整備	9,538	9,538	9,903	9,903	0.96	0.96															
うち国営公園等維持管理	15,200	15,200	15,025	15,025	1.01	1.01															
市 街 地 整 備	275,467	94,007	295,257	94,107	0.93	1.00															
住 宅 対 策	612	306	704	352	0.87	0.87															
一般公共事業計	312,298	126,745	333,582	126,845	0.94	1.00															
災 害 復 旧 等	744	406	744	406	1.00	1.00															
公共事業関係計	313,042	127,151	334,326	127,251	0.94	1.00															
行 政 経 費	3,498	2,429	3,630	2,607	0.96	0.93															
合 計	316,540	129,580	337,956	129,858	0.94	1.00															

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しない場合がある。

(2) 令和7年度 都市局関係予算 主要事項（国費）

(単位：百万円)

事 項	令和7年度 (a)	前 年 度 (b)	倍 率 (a/b)	(参考) 令和6年度 補正予算
国営公園等	32,432	32,386	1.00	3,215
国営公園等整備	9,538	9,903	0.96	1,590
国営公園等維持管理	15,200	15,025	1.01	1,620
2027年国際園芸博覧会政府出展調査	1,517	206	7.35	0
市街地整備	94,007	94,107	1.00	14,710
都市構造再編集集中支援事業	70,200	70,068	1.00	8,353
国際競争拠点都市整備事業	13,000	13,065	1.00	849
都市・地域交通戦略推進事業	1,000	1,000	1.00	100
都市再生コーディネート等推進事業	880	874	1.01	0
まちづくりファンド支援事業	100	100	1.00	100
民間都市開発推進資金	2,000	2,000	1.00	2,000
まちなかウォークアブル推進事業	618	590	1.05	150
先導的まちづくり調査	300	272	1.10	100
都市空間情報デジタル基盤構築調査	1,136	1,100	1.03	400
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	1,173	1,100	1.07	111
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	139	139	1.00	0
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 (2027年国際園芸博覧会)	274	527	0.52	1,827
住宅対策	306	352	0.87	0
一般公共事業計	126,745	126,845	1.00	17,925
災害復旧等	406	406	1.00	6,477
公共事業関係計 (A)	127,151	127,251	1.00	24,402

(単位：百万円)

事 項	令和7年度 (a)	前 年 度 (b)	倍 率 (a/b)	(参考) 令和6年度 補正予算
行政経費				
防災集団移転促進事業	550	600	0.92	105
コンパクト・プラス・ネットワーク関係経費	529	589	0.90	200
官民連携まちなか再生推進事業	170	300	0.57	200
まちづくりGX緑地確保推進調査	25	0	皆増	0
脱炭素・クールダウン都市開発推進事業	30	0	皆増	0
スマートシティ実装化支援事業	242	249	0.97	20
スマートサービス海外展開調査	28	28	1.00	0
都市開発の海外展開	239	227	1.05	24
2027年国際園芸博覧会関係経費	145	145	1.00	142
明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金	160	160	1.00	0
行政経費計 (B)	2,429	2,607	0.93	740
合 計 (A)+(B)	129,580	129,858	1.00	25,142

1. 本表は、主要事項を記載しているため、各計数の和は合計と一致しない。
2. 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計と一致しない場合がある。

Ⅱ. 令和7年度 都市局関係予算の基本方針

～安全・安心で将来を見据えた持続可能なまちづくりに向けた取組を推進～

安全・安心 防災・減災・復興まちづくり

- 能登半島地震をはじめとする大規模自然災害からの復興支援強化
- 液状化防止に対する宅地耐震対策、盛土安全確保対策の推進
- 平時からの事前防災・事前復興まちづくりの推進 等

まちづくりGX

- 民間事業者等による良質な緑地確保、都市公園等の生物多様性確保の取組の加速化
- エネルギー利用の再エネ化・効率化に資する「ネット・ゼロ・エネルギー街区」の形成促進
- 暑熱対策を通じたクールスポット創出や、脱炭素効果の高い先進的な取組への支援 等

コンパクト・プラス・ネットワーク の深化・発展

- 市町村における評価・見直しを通じた立地適正化計画の実効性の向上
- 市町村域を越えた広域連携の強力な推進
- 都市交通戦略や都市再生区画整理との更なる連携等による効果の発揮

地方都市再生・都市の国際競争力

- 地方創生2.0に資する地域資源を活かしたまちなか形成に対する支援
- まちづくり構想段階から一体となった伴走支援
- 市街地再開発事業における事業マネジメントの徹底

まちづくりDX

- 防災、暑熱対策等の重要政策分野に対する戦略的な展開
- 3D都市モデル（PLATEAU）の「デジタル・インフラ」としての裾野拡大（民間サービス等への実装領域拡大）

国際都市政策連携・ 海外展開

- G7や国際機関との都市政策連携
- 駅周辺開発等の強みを生かした海外展開

2027年国際園芸博覧会 首里城復元

- 開催に向けた準備や復元に向けた取組の着実な実施

（重点課題）

（基幹的取組）

1. 安全・安心、防災・減災・復興まちづくり

令和6年1月に発生した能登半島地震からの復興支援を継続するとともに、激甚化・頻発化する自然災害への対応・対策として、災害に強いまちづくりの形成や盛土の安全確保対策、災害リスクの高い地域からの移転促進などを総合的に推進する。

施策の概要



①被災地の復興支援

能登半島地震など
大規模災害の被災地の復興を支援

②災害に強いまちづくりの形成

老朽市街地の防災性向上、防災公園の機能強化、
避難場所等の確保、宅地液状化対策の推進

③盛土の安全確保対策の推進

盛土の安全性調査や対策工事等の推進

④安全な地域への移転促進

災害リスクの高い地域から安全な地域への
集団移転を促進

⑤事前防災・事前復興まちづくりの推進

早期の復興まちづくりを可能とするため
事前防災・復興事前準備を推進

①被災地の復興支援

令和6年能登半島地震など大規模な災害の被災地に対し、将来のまちのあり方を見据えた復興の支援を強化する。

【都市防災総合推進事業、都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、都市・地域交通戦略推進事業】



地域の拠点となる
地域交流センターのイメージ

②災害に強いまちづくりの形成

○老朽市街地の防災性向上

持続的な地方都市、地方経済を実現する上で、事前防災の観点から、老朽市街地等の自立的更新を促進するための市街地整備の支援を強化する。

【都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、都市再生区画整理事業】



老朽市街地の更新イメージ

○防災公園の機能強化

災害発生時の広域避難地としての機能を有する防災公園について、防災機能を強化するため、防災トイレ、非常用井戸等の防災関連施設の整備を推進する。

【都市公園・緑地等事業】



非常用井戸のイメージ

○避難場所・避難経路の確保

津波災害のおそれがある区域における津波避難タワー等の避難場所整備を推進するとともに、避難経路整備等への支援を強化する。

【都市防災総合推進事業】



避難場所に向かう避難路

○宅地液状化対策の推進

大地震における液状化被害に対する対策を推進するため、公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策等に対して重点的に支援を行う。

【宅地耐震化推進事業】



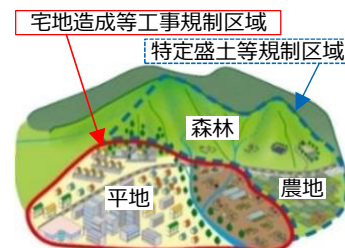
対策工事のイメージ

③盛土の安全確保対策の推進

盛土規制法に基づき、都道府県等が実施する基礎調査及び対策工事等に対する支援措置を通じて、盛土の安全確保対策を推進する。

特に、盛土による災害防止のための調査が速やかに行われるよう、基礎調査に対する支援の強化を継続する。

【都市防災総合推進事業、宅地耐震化推進事業、盛土緊急対策事業】



盛土規制法に基づく
規制区域のイメージ

④安全な地域への移転促進

防災のための集団移転を行う場合の合算限度額の見直しを行うとともに、空き地・空き家などを活用した集団移転の促進を図り、造成コストを削減した安全な地域への移転を推進する。

【防災集団移転促進事業】



既存ストックを活用した
集団移転イメージ

⑤事前防災・事前復興まちづくりの推進

○UR都市機構によるコーディネート支援

事前防災まちづくりに関する構想・計画策定や事業化に向けた合意形成等に係るUR都市機構によるコーディネート支援を強化する。

【都市再生コーディネート等推進事業】



事前防災まちづくりに関する研修

○事前復興まちづくり計画策定の推進

被災地の早期かつ的確な復興まちづくりを可能とするため、地方公共団体による事前復興まちづくり計画の策定を推進する。

【都市防災総合推進事業】

事前復興まちづくり計画で
とりまとめる内容

- ①被害想定やまちの課題
- ②復興まちづくりの目標・実施方針
- ③目標の実現に向けた課題
- ④課題解決のための対応策

2. まちづくりGX

地球的・国家的規模の課題である①気候変動への対応（CO₂の吸収、エネルギーの効率化、暑熱対策等）や②生物多様性の確保（生物の生息・生育環境の確保等）、コロナ禍を契機とした人々のライフスタイルの変化を受けた③Well-beingの向上（健康の増進、良好な子育て環境等）の社会的要請に対応するため、都市緑地の多様な機能の発揮や、都市におけるエネルギーの面的利用の推進、環境に優しい都市構造への変革を図る取組等を進めるほか、新たに猛暑の中でも安全・快適に暮らせる都市環境づくりを推進する。

施策の概要

①気候変動への対応



緑地による冷涼空間の形成



エネルギーの面的利用のイメージ

都市に取組が求められる3つの視点

②生物多様性の確保



生息・生育空間の保全・再生・創出

③Well-beingの向上



緑陰のある
居心地の良い歩行空間



環境教育の場

4つの重点取組テーマ

緑とオープンスペースの確保による 良好な都市環境の形成

改正都市緑地法に基づく緑地の保全や緑化の推進、都市公園の整備を含むグリーンインフラの社会実装等を進め、CO₂吸収、生物の生息・生育空間の確保、健康増進等を推進

街区単位での取組支援

エネルギー密度の高いエリアにおいて、再エネ化等の取組を集中的に支援するなど、エネルギーの面的利用を推進し、エネルギー利用を効率化



都市構造の変革の促進

コンパクト・プラス・ネットワークや都市機能の集約による公共交通の利用促進等により、CO₂排出量の削減等を推進

猛暑の中でも安全・快適に暮らせる都市環境の形成

暑熱対策に官・民で取り組む地域に対して、まちなかでのクールスポットの創出に係る先進的な取組等を重点的に支援

＜具体の取組＞

緑とオープンスペースの確保による良好な都市環境の形成

○優良な緑地確保の取組の加速化

民間事業者等による優良な緑地確保の取組について、不動産、金融等の幅広い関係者へ周知する機会の創出や広報ツール作成のための予算を創設し、国内外へ強力に情報発信することで機運醸成を促す。【まちづくりG×緑地確保推進調査】



民間事業者の取組の普及

○都市公園における生物多様性確保の促進

「都市公園事業（ネイチャーポジティブ公園）」の施設整備の対象に、「生物多様性増進活動促進法」による認定を受けた計画に基づく植栽を追加することにより、生物多様性の確保を促進する。

【都市公園・緑地等事業】

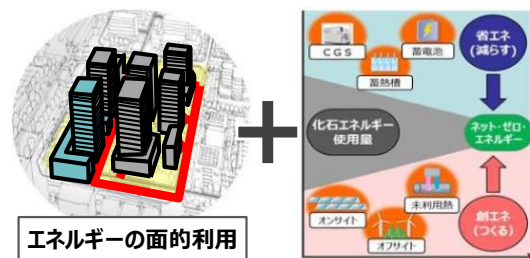


野比かがみ田緑地
(神奈川県横須賀市)

街区単位での取組支援

ネット・ゼロ・エネルギー街区の実現に向けたエネルギーの面的利用と組み合わせた省エネと創エネ等への支援等を行うことで、段階的な街区全体のカーボンニュートラルを実現する。

【都市構造再編集中支援事業、国際競争拠点都市整備事業】



エネルギーの面的利用

都市構造の変革の促進

コンパクト・プラス・ネットワークの取組を深化させるとともに、都市の脱炭素化に資する先進的な取組の実証事業を支援する予算制度を創設し、カーボンニュートラルに向けた都市政策展開を本格化させる。

【脱炭素・クールダウン都市開発推進事業】

民間事業者と連携した脱炭素化に資する技術の導入実証
(空調設備の効率的利用を促す室外機緑化等)



猛暑の中でも安全・快適に暮らせる都市環境の形成

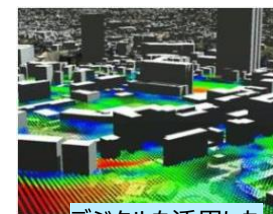
○デジタルも活用した暑熱対策の検討

3D都市モデルを活用したユースケース開発への支援、ICT等を活用したスマートシティ施策の開発・実証事業、計画策定等に係る支援を通じ、官民の暑熱対策の検討を推進する。

【都市空間情報デジタル基盤構築調査、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業、スマートシティ実装化支援事業、官民連携まちなか再生推進事業】

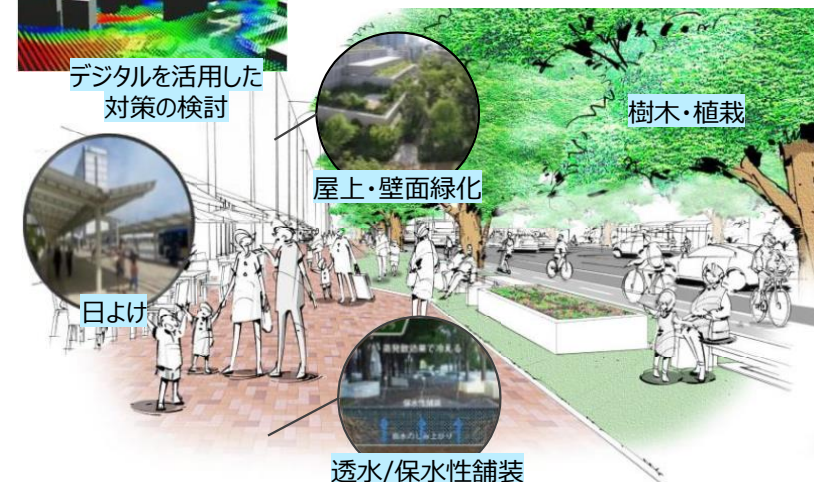
○まちなかのクールスポット創出への支援

官・民で取り組む冷却効果の高い施設（緑化施設、保水性舗装、日よけ等）の設置への支援、暑熱対策に資する緑化の取組に係る重点的な支援、民間事業者が先進的に取り組む実証事業を支援する予算制度の創設により、まちなかのクールスポット創出を推進する。



デジタルを活用した
対策の検討

【まちなかウォーカブル推進事業、都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業、脱炭素・クールダウン都市開発推進事業】



3. コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展

コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進めるための「立地適正化計画」を作成・公表済の市町村数は585となった（令和6年7月末）。更なる計画作成を推進するとともに、市町村における計画の評価・見直しの実施を国として促進する。

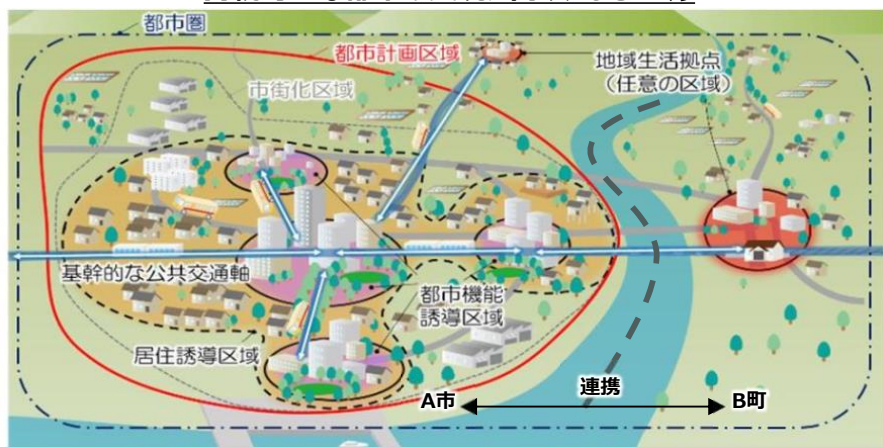
また、立地適正化計画の実効性を一層高めるため、市町村域を越えた広域連携に関する取組等に対する支援を強化するとともに、防災・減災をはじめとする関連施策と連携しながら、戦略的取組を推進する。

施策の概要

立地適正化計画の成果と課題

- ・計画作成数は順調に増加
⇒作成の必要性が高い市町村でも取組が進んでいない事例
- ・居住と都市機能の誘導区域内への誘導は、概ね2／3の市町村で達成
⇒評価や見直しを実施していない市町村が存在
統一的な評価方法が必要

持続可能な都市の実現に向けたまちづくり



経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）

また、広域での住民の意見集約の下での都市圏のコンパクト化や、東京一極集中の是正等による強靱な国土構造の形成を推進するとともに、地域経済の活性化や広域連携、自治体DX等により地方行財政基盤を強化する。

立地適正化計画の今後の取組の方向性

必要性を踏まえた
更なる**裾野拡大**

適切な評価に基づく
計画見直しの推進

市町村域を越えた
広域連携の推進

更なる**施策連携**の推進

深化・発展に向けた
取組の展開

立地適正化計画の実効性の向上（国による推進策）

①市町村が計画の適切な評価と見直しを行うことができるよう支援

市町村が、容易に計画の評価・見直しができるよう、標準的なデータ、評価構造、見直しの方策を国が提示（＝まちづくりの健康診断）

②市町村域を越えた広域連携の強力な推進

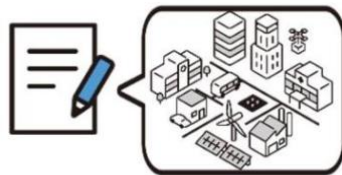
③立地適正化計画の更なる作成

④コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた戦略的取組の推進

<国による推進策の実現に向けた取組>

①市町村が計画の適切な評価と見直しを行うことができるよう支援

- ・立地適正化計画の作成市町村が、容易に計画の評価・見直しができるよう、標準的なデータ、評価構造、見直しの方策を提示する（まちづくりの健康診断）。これにより、市町村に対して計画の評価・見直しを推進する。



- ・立地適正化計画作成後、おおむね5年経過した市町村において評価・見直しをした上で実施する取組や、立地適正化計画に防災指針を位置づけた市町村の取組等を促進する。

③立地適正化計画の更なる作成

- ・立地適正化計画の作成数は順調に伸びてきており、引き続き、更なる作成の推進に向けた支援を行う。
- ・人口10万人以上の市町村においては、立地適正化計画の作成と都市計画の見直しを一体的に行う取組を促進する。

②市町村域を越えた広域連携の強力な推進

- ・立地適正化計画の実効性を高めていくためには、各市町村がそれぞれの域内で取組を行うのみならず、市町村域を越えた広域的な取組を進めていくことが重要である。
- ・このために、広域連携が持続可能な地域づくりのために必要であるという気づきを生み出すためのデータ整備やモデル事例の創出に、国として取り組む。さらに、小規模自治体を含む広域で立地適正化の取組を行う場合の支援を強化する。
- ・加えて、連携中枢都市圏における連携協約など地方自治法に基づく事務の共同処理の制度等を活用しつつ、複数市町村が共同して立地適正化の取組を行う場合に、広域連携の拠点となる施設の整備について、支援を強化する。



④コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた戦略的取組の推進

- ・「コンパクト・プラス・ネットワーク」および「人間中心のまちづくり」の実現に向けて、日常生活を営む身近なエリアにおいても移動サービスの質の向上を図るため、エリアを限定した都市交通戦略に基づく総合的な都市交通システム等の形成に対して、きめ細やかな支援を強化する。
- ・立地適正化計画の実効性の向上を図るため、都市再生区画整理事業の支援対象をコンパクトなまちづくりを推進するエリアに集中的に支援する。
- ・都市空間の有効活用や「人間中心のまちづくり」を実現するため、自治体による駐車場の需要・供給や配置の適正化を図るための駐車場マネジメントに係る取組を推進する。

4. 地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化

(1) 地方都市等の再生

地方都市では、人口減少、少子高齢化に加え、地域経済の縮小、中心市街地の衰退といった問題に直面し、ヒト・モノ・カネの域外への流出が続く。これらに対処するには、民間の消費、投資を喚起するようなまちづくりを引き続き強力に進めていくことが重要である。

このため、地域資源を活かしたまちなかの形成やまちづくりの立上げ段階における支援を強化すること等により、地域における魅力創出等を図り、地方創生2.0に資する地域経済の活性化につなげる。

施策の概要

① 地域資源を活かしたまちなかの形成

伝統的建造物等の地域資源や空き家等の既存ストックを活用し、地域における文化や観光の拠点となる施設の整備等の支援を通じ、賑わいや交流を創出することにより、地域の魅力向上と経済活性化を図る。



旧酒蔵・旧民宿の改修への金融支援
(長野県塩尻市)



空き店舗を改修した創業支援施設
(鳥取県倉吉市)

② まちづくりの立上げ段階における支援の強化

まちづくり初期の官民連携による検討体制の構築や、地域の将来を見据えたまちづくりビジョン策定の取組への支援を推進することにより、まちなかの再生に向けた取組を後押しする。



まちなかの賑わい空間の整備
(熊本県熊本市)



ビジョン策定に向けた会議
(イメージ)

③ 市街地再開発事業等の着実な実施

事業初動期の検討等に対し重点的かつ柔軟に支援を行うとともに、必要性・緊急性の高い市街地再開発事業等への支援の重点化及び事業マネジメントの更なる徹底等により、工事費高騰下においても事業の着実な実施を図る。

(2) 都市の国際競争力の強化

我が国の大都市が、国全体の経済成長を牽引するためには、世界との比較における「強み」（公共交通機関の利便性等）を更に伸ばした上で、環境配慮、外国人対応、イノベーション創出など「弱み」の面での対策が重要である。

そのため、豊かな文化と地域資源を活かしつつ、国際ビジネス拠点の形成、イノベーション創出、都市の脱炭素化等に資する優良な民間都市開発プロジェクト等を推進する必要がある。

施策の概要

① 我が国経済を牽引する 優良な民間都市開発プロジェクトの推進

都市再生促進税制、民間都市開発推進機構の金融支援、都市再生特別地区制度等による規制緩和等を通じ、我が国経済を牽引する優良な民間都市開発プロジェクトを推進。



常盤橋プロジェクト（TOKYO TORCH）



東京ミッドタウン八重洲

② 国際ビジネス拠点を支える 都市基盤の整備の推進

国際競争拠点都市整備事業等により、国際的な経済活動の拠点を形成する上で必要な道路や鉄道施設、バスターミナル等の都市基盤の整備を重点的かつ集中的に支援。



※現時点でのイメージであり、今後の検討により変更される可能性があります。

渋谷駅周辺地域

5. まちづくりDX

まちづくりDXでは、インターネットやIoT、AI、デジタルツイン技術等を活用することで、人口減少・少子高齢化の中で、豊かで多様な暮らし方を支える「人間中心のまちづくり」の実現を目指す。

施策の概要

産学官連携の強化

「PLATEAUコンソーシアム」により産学官連携を促進するとともに、3D都市モデルの活用や民間企業等に対する補助制度や、戦略的なスマートサービスに対する補助制度の創設など、3D都市モデルやスマートシティの実装を強化する。



国際展開

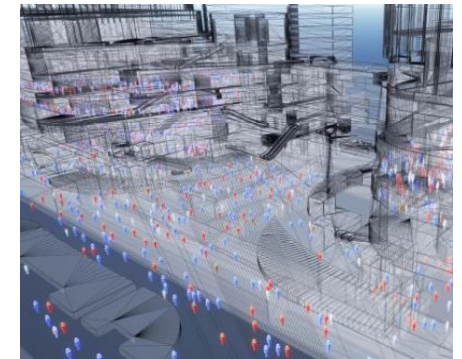
国際標準化団体OGCをはじめとする国際団体へのコミットメントを強化するとともに、海外において、日本企業がデジタル技術等を活用したソリューションを提供する。



都市構造のデータ分析

データ分析に基づく
計画策定・政策立案
(EBPMの推進)

デジタル技術を活用した
事前防災や事前復興
まちづくり



避難シミュレーション等の防災DX

「人間中心のまちづくり」の実現

エリアマネジメント、
行政手続・業務の効率化

デジタル・インフラの整備・
地域への実装



地域における人材育成



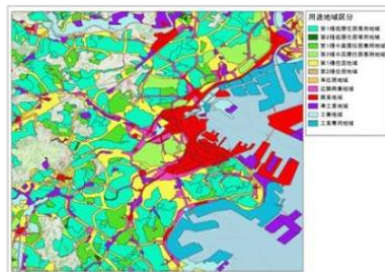
開発許可DX／公園管理DX

<具体の取組>

都市計画、コンパクト・プラス・ネットワーク

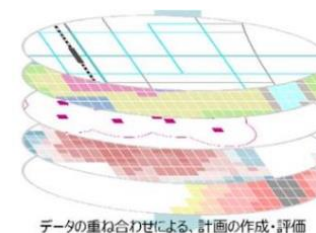
都市計画決定GISデータのオープン化

- ・ 全国の地方公共団体で決定された都市計画のGISデータを収集。
- ・ 統一されたフォーマットで、都市計画決定GISデータをダウンロードできるサイトの運営を開始（オープンデータ化）。



データを活用した立地適正化計画の実効性向上

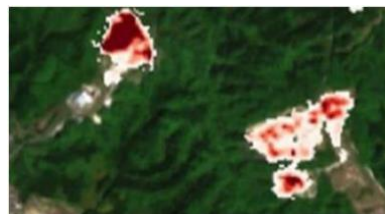
- ・ 品質を統一化した全国データの整備と、標準的な評価構造の提示により、立地適正化計画の適切な評価に基づく計画作成や見直しを推進。
- ・ まちづくりにおける広域連携を促すため、必要となるデータを整備。



まちづくりにおける防災DX

盛土の安全確保対策・事前防災・事前復興等のDX

- ・ AIを活用して、衛星画像から盛土可能性箇所の抽出をするシステムにより、効率的に盛土を把握・監視。
- ・ 事前防災や事前復興準備、発災時・復興期におけるデジタルの活用を検討。



都市安全確保促進事業のデジタル対応

- ・ 鉄道・インフラ情報、帰宅困難者一時滞在施設の満空情報などを集約・提供する災害ダッシュボードの社会実装。
- ・ 3D都市モデルを活用した人流シミュレーションを踏まえた、都市再生安全確保計画の見直し。



エリアマネジメント、行政手続・業務の効率化

エリアマネDX

- ・ 来街者データの活用によるイベント企画、デジタルサイネージによる地域情報発信など、身近なエリアのまちづくり活動におけるデジタル技術を活用した企業・市民の参画の促進。
- ・ コミュニティの形成やソーシャルキャピタルの醸成等、エリア価値向上につながる取組を展開。



開発許可DX／公園管理DX

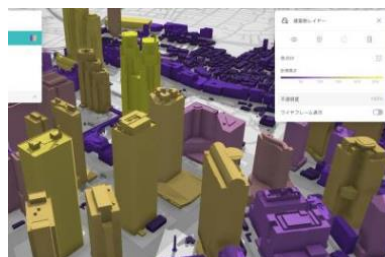
- ・ 効率的な開発許可手続の実現に向け、システム構築を含めたオンライン化の検討。
- ・ 3D都市モデルを活用した公園管理システムを構築。管理業務をDXし、効率的なインフラ管理を実現。



デジタル・インフラの整備・実装

Project PLATEAU（プラトール）

- ・ 3D都市モデルのユースケースの開発及びその汎用化を通じた横展開。
- ・ 地方公共団体のみならず、企業等による3D都市モデルの活用に対する補助制度を創設。
- ・ 官民における3D都市モデルの活用を促進し、新たなサービスの創出や社会変革を推進。



スマートシティの社会実装

- ・ AIやIoT等のデジタル技術の活用により都市の諸課題を解決し、新しい価値を創出する「スマートシティ」を実現。
- ・ 早期に実装まで実施する事業で、国として戦略的に取り組む政策分野のスマートシティ施策に関するものを重点的に支援。



6. 国際都市政策連携・海外展開

G7都市大臣会合の創設など都市課題に対する多国間連携の必要性が高まっており、G7や調査・政策形成能力のある国際機関（OECD、UN-Habitat）との連携を強化し、先進的かつ持続可能な都市政策を立案・実施するとともに、我が国企業の海外展開とも連動し、途上国での政策形成を支援することで課題解決に貢献する。

日本企業による都市開発案件の受注に向けて、「インフラシステム海外展開戦略2030」等に基づいた「川上から川下」の取組のみならず、「川下から川上」の流れも含めて、関連機関と連携して重層的に民間企業の取組を支援し案件形成を図る。

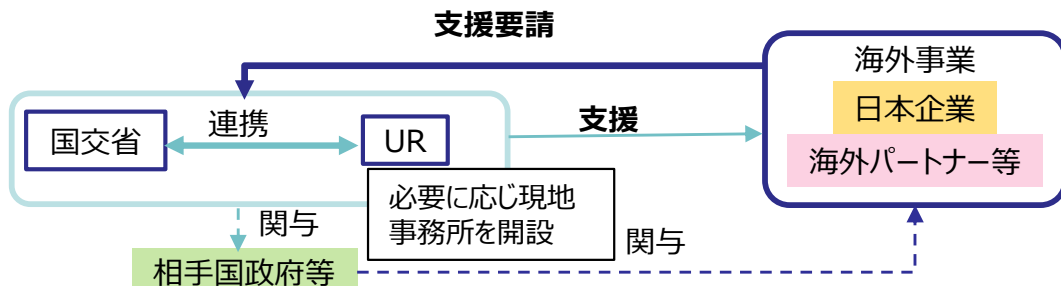
国際機関との連携による先進的かつ持続的な都市政策の推進

- ・G7都市大臣会合の創設など都市課題に対する多国間連携の必要性が高まっている中、調査・政策形成能力のある経済協力開発機構（OECD）や国際連合人間居住計画（UN-Habitat）などの国際機関との連携を強化し、先進的かつ持続可能な都市政策の形成を支援する必要がある
- ・G7都市大臣会合や世界都市フォーラム等における都市関係の各国間対話を通じて、特に環境・レジリエンス、デジタル、インクルージョン（包摂）などの分野において国際的な都市政策の議論をリードする
- ・アジア諸国を中心に我が国企業の海外展開とも連動し、各国の発展段階に合わせた政策形成を支援することで、各国の課題解決に貢献する

都市開発の海外展開支援の強化

①UR都市機構との連携による強化

- ・2024年度におけるURの新中期計画と連動し、URの海外展開業務の機能を強化する
- ・川下から川上への流れによる案件発掘・形成を推進する



②日本型都市開発の「強み」の強化

都市交通問題が深刻化するアジア各国に対して、日本の公共交通と都市開発の連携（TOD）のノウハウの活用やデジタル技術を活用することなどの強みを明確化する

③他機関連携の強化

UR、JICA、在京・現地各国大使館等と連携して効果的かつシームレスな案件形成等を促進する

デジタル分野における都市開発等の支援

都市開発の海外展開に当たって、PLATEAUなどのデジタル技術を活用した取組を併せて展開し、シナジーを追求する

7. 2027年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組

2027年に神奈川県横浜市で開催するA1クラス（最上位）の国際園芸博覧会について、開催に向けた準備を着実に進める。
また、令和元年10月の火災により焼失した首里城について、令和8年の正殿の復元に向けた取組等を進める。

施策の概要

① 2027年国際園芸博覧会に向けた取組

2027年国際園芸博覧会（略称:GREEN×EXPO 2027）について、花と緑の関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会を創造する機会となるよう、開催に向けた準備を着実に進める。

【2027年国際園芸博覧会関係経費、
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業（2027年国際園芸博覧会）、
2027年国際園芸博覧会政府出展調査】



会場イメージ



公式ロゴマーク



公式マスコットキャラクター
「トウクトウク」

開催概要	
位置付け	: 最上位の国際園芸博覧会（A1） 国際博覧会に関する条約に基づく認定博覧会 ※我が国では1990年の大阪花の万博以来の開催
開催場所	: 旧上瀬谷通信施設の一部（約100ha） （神奈川県横浜市旭区・瀬谷区）
開催期間	: 2027年3月19日～9月26日（192日間）
参加者数	: 1,500万人（有料来場者数1,000万人以上） ※大阪花の万博では約2,300万人が来場
会場建設費	: 320億円
会場運営費	: 360億円
テーマ	: 幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
開催者	: (公社)2027年国際園芸博覧会協会 ※園芸博法に基づき国が指定

② 首里城復元に向けた取組

関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、令和8年の復元に向けた首里城正殿の本体工事を実施するとともに、北殿の設計等を進める。

その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

【国営公園等事業】

<木造で復元を行った正殿を含む計9施設が焼損（一部焼損を含む）>



火災直後



令和6年9月撮影

<復元過程の公開等の取組を実施>



正殿の本体工事（令和6年11月撮影）



正殿復元の現場公開

IV. 令和7年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等

1. 安全・安心、防災・減災・復興まちづくり

(1) 被災地の復興支援

令和6年能登半島地震など大規模な災害の被災地に対し、迅速かつ確実な復興を実現するため、市町村が将来のまちのあり方を見据えつつ進める復興まちづくりをソフト・ハード両面から強力に支援する。

復興まちづくりの推進 【都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、都市・地域交通戦略推進事業、都市防災総合推進事業】

大規模災害からの復興に関する法律の特定大規模災害等を受けて実施される、拠点施設や都市基盤、拠点間を結ぶ公共交通に係る施設の整備等、将来のまちのあり方を見据えつつ進める復興まちづくりを総合的かつ重点的に支援する。

【拡充内容】
立地適正化計画を将来的に作成する場合、一定の要件を満たした市町村を支援対象に追加

支援対象イメージ



地域の拠点となる交流センター



災害時に活用可能な広場



復興まちづくり計画策定に向けた住民等による現地調査



賑わいを生み出す公共空間整備



拠点間を結ぶ公共交通に係る施設



避難場所に向かう避難路

復興まちづくりに向けたビジョン策定等の推進 【官民連携まちなか再生推進事業】

官民連携による復興まちづくりに向けたエリアのビジョンの策定等の取組を支援する。



ビジョン策定に関するワークショップ



復興まちづくりに向けた社会実験

都市構造再編集中支援事業	補助	702.0億円(1.00倍)
都市・地域交通戦略推進事業	補助	10.0億円(1.00倍)
都市再生整備計画事業、都市・地域交通戦略推進事業、都市防災総合推進事業	防交安	8,470億円の内数
官民連携まちなか再生推進事業	補助	1.7億円(0.57倍)

1. 安全・安心、防災・減災・復興まちづくり

(2) 災害に強いまちづくりの形成①

激甚化・頻発化する風水害・土砂災害や大規模地震・津波に対する都市の防災性をより一層向上するため、広域避難地の機能を有する防災公園の機能強化を推進するとともに、地震で大きな被害が発生した老朽建築物が集積する地区等について、事前防災の観点からの災害に強いまちづくり、被災時に迅速な復興が可能となる防災対策を推進する。

防災公園の機能強化等の推進

【都市公園・緑地等事業】

災害発生時の広域避難地としての機能を有する防災公園の防災機能を強化するため、交付対象要件の緩和等により、防災トイレ、非常用井戸等の防災関連施設の整備を推進する。

【拡充内容】

- ・広域避難地の要件として、「災害時に給水機能・トイレ機能が確保される見込みであること」を追加。
- ・既設の広域避難地で防災関連施設を追加的に整備する事業の地域要件を緩和。

■ 防災関連施設のイメージ



▲ 耐震性貯水槽



▲ 非常用井戸



▲ マンホールトイレ

老朽市街地の自立的更新

【都市構造再編集集中支援事業、
都市再生整備計画事業】

火災で広範囲に延焼した輪島朝市地区と同様に、古くからの商店街地区など老朽建築物が連担し、更新が進まない老朽市街地に対し、空き建築物の改修における支援の強化等により、事前防災の観点から自立的更新を促す。

【拡充内容】

老朽市街地対策の必要性が位置づけられた地区において、一定の要件の下で、防災備蓄機能の具備等に必要なる費用を限度額の算定から除外。



災害の危険性が懸念される老朽市街地

老朽市街地の更新の促進

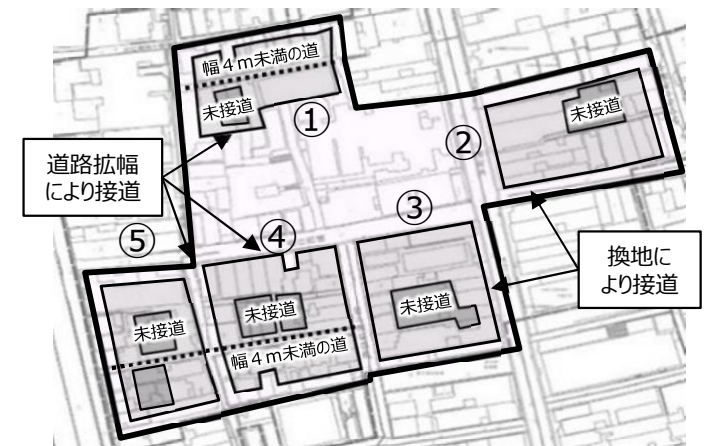
【都市再生区画整理事業】

大規模な災害からの迅速な復興や事前防災を推進するためには、老朽化した市街地の更新が重要であり、機動的な区画整理の実施により防災性の高い市街地を形成していくことが有効であるため、「連鎖型土地区画整理事業プログラム」制度を創設すること等により、災害に強いまちづくりを推進する。

【拡充内容】

一定の要件を満たす場合、2ha以上の換算面積要件を複数事業の換算面積の合計で適用。また、測量費等を基礎額に算入。

- 「連鎖型土地区画整理事業プログラム」の対象地区イメージ
・複数の小規模な事業（下図の①～⑤）を含む一団の区域



1. 安全・安心、防災・減災・復興まちづくり

(2) 災害に強いまちづくりの形成②

災害リスクを抱える地域において、液状化対策の推進、避難場所・避難経路の確保、都市の不燃化の促進及び津波防災拠点の整備を推進することにより、災害に強いまちづくりの形成を図る。

液状化対策の推進【宅地耐震化推進事業】

令和6年1月に発生した能登半島地震における液状化による広域な宅地被害を踏まえ、大地震時等に液状化現象が発生する可能性のある地域において、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

○宅地の液状化による変動予測調査

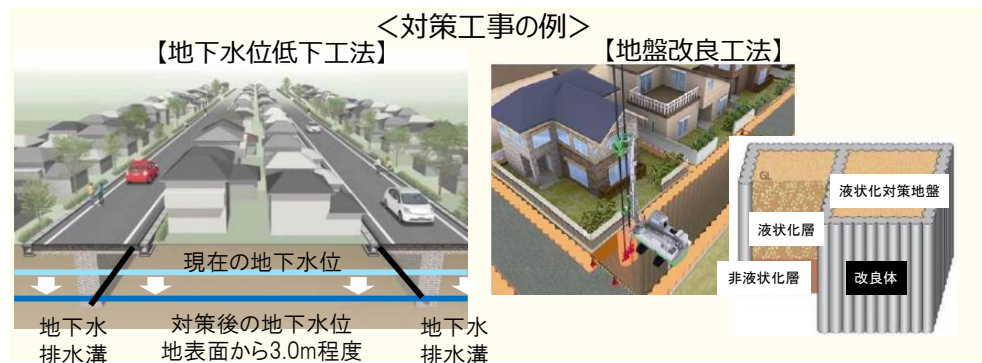
液状化による顕著な被害の可能性がある区域の把握のための地盤調査やハザードマップの作成等に対する支援の取組を推進する。

国費率 1/3 ※ 令和7年度までに限り1/2

○宅地液状化防止事業

液状化による顕著な被害の可能性がある高いと判定された一団の土地の区域について、公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策工事に対する支援の取組を推進する。

国費率 1/4 ※ 能登半島地震等により、被害を受けた宅地を復旧するため行われる事業等は1/2



大地震時等における液状化災害に対する対策を推進するため、液状化による災害防止のために必要な変動予測調査及び対策工事に対して新たに重点配分

宅地耐震化推進事業、都市防災総合推進事業、
津波防災拠点整備事業

防安交 8,470億円の内数

避難場所・避難経路の確保【都市防災総合推進事業】

津波からの確実な避難のため、津波避難タワー等の避難場所の整備を推進するとともに、全国の津波災害警戒区域（イエローゾーン）を含む市街地における避難路整備の幅員要件を緩和し、避難経路の整備への支援を強化する。

＜避難路整備の幅員要件緩和＞

対象地域	費用区分	現行	拡充
南海トラフ地震 又は 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 特別強化地域以外の地域の 津波災害警戒区域	工事費	幅員 4 m以上の道路	幅員 4 m以上の道路
	用地費	幅員 4 mを超える部分	
	補償費	幅員 6 m以上の道路	
南海トラフ地震 又は 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 特別強化地域の 津波災害警戒区域	工事費	幅員 4 m以上の道路	
	用地費		
	補償費		

都市の不燃化の促進【都市防災総合推進事業】

市街地の延焼の遮断・遅延を図り、避難の安全性を確保するため、不燃化促進区域における耐火建築物等への建築助成額の単価を見直し、都市の不燃化を促進する。

津波防災拠点整備の推進【津波防災拠点整備事業】

これまで南海トラフ地震に係る被害想定地域を対象としていたところ、全国において津波に対する事前防災を推進するため、全国の津波被害が想定される地域に支援対象を拡大する。

1. 安全・安心、防災・減災・復興まちづくり

(3) 盛土の安全確保対策の推進

都市防災総合推進事業、盛土緊急対策事業、
宅地耐震化推進事業 防災交 **8,470億円の内数**

盛土規制法に基づく危険な盛土に対する規制が速やかに、かつ、実効性を持って行われるよう、都道府県等による規制区域指定のための基礎調査の速やかな実施を支援するとともに、危険な盛土に対する安全性把握調査や安全対策等の取組を支援する等、盛土による災害の防止に向けた取組を推進する。

盛土規制法の概要

1. スキマのない規制

◇盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、盛土等を許可制に

3. 責任の所在の明確化

◇土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を明確化

2. 盛土等の安全性の確保

◇災害防止のために必要な許可基準を設定し、検査等で確認

4. 実効性のある罰則の措置

◇条例による罰則の上限より高い水準に強化

【盛土規制法に基づく規制区域のイメージ】



基礎調査の推進【都市防災総合推進事業】

▶ 盛土規制法に基づき、都道府県等が実施する基礎調査及び対策工事等に対する支援措置を通じて、盛土の安全確保対策を推進する。

特に、盛土による災害防止のための調査が速やかに行われる必要がある。



【既存盛土等調査イメージ図】

<強化内容>

▶ 既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を令和6年度までに開始した地方公共団体※が実施する基礎調査に要する費用について、令和10年度までに限り、国費率1/2とする。

※ 調査内容及び調査期間が明示された調査計画を作成した地方公共団体に限る

盛土の安全対策に対する支援等による取組の推進

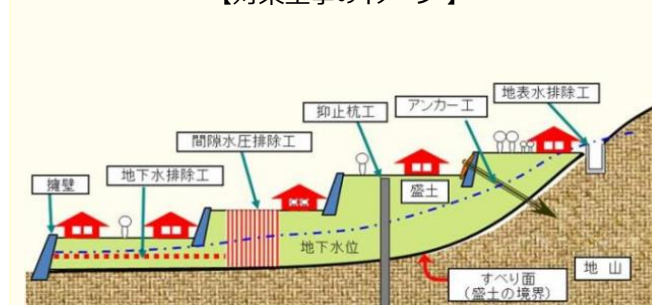
【盛土緊急対策事業】

▶ 盛土の崩落等による被害を未然に防ぐため、行為者等による是正措置を基本としつつ、盛土の安全性把握のための詳細調査や危険な盛土の撤去、対策工事に対する支援を行う等、取組を推進する。

【宅地耐震化推進事業】

▶ 大地震等による大規模盛土造成地の滑動崩落を未然に防ぐため、地盤調査等による安全性把握調査を行うとともに、安全対策が必要な場合には、対策工事による安全性の確保を推進する。

【対策工事のイメージ】



1. 安全・安心、防災・減災・復興まちづくり

(4) 安全な地域への移転促進

防災集団移転促進事業 補助 5.5億円(0.92倍)

※令和6年度補正予算 防災集団移転促進事業 補助 1.1億円。合計6.6億円(1.09倍)

能登半島地震や豪雨による被災を踏まえ、集団移転を行う場合の円滑な合意形成と早期の事業着手を可能にするため、合算限度額について、物価上昇等を考慮した見直しを行うとともに、空き地や空き家などの既存ストックを活用した集団移転の促進を図り、造成コストの縮減や防災・減災と連携したコンパクト・プラス・ネットワークにも資する戦略的取組を推進する。

防災集団移転促進事業

○能登半島地震を踏まえた復興支援強化

物価上昇等を考慮した実勢価格に応じた**合算限度額を含む限度額の見直し**を行い、災害が発生した地域から安全な地域への移転を促進する。



防災集団移転促進事業のイメージ

○既存ストックを活用した集団移転の促進

人口減少や少子高齢化により全国的に空き地や空き家の数が増加
⇒【課題】既成市街地のスポンジ化

新たに住宅団地を造成するだけでなく、空き地や空き家などの既存ストックを活用した集団移転の促進を図る必要がある。

事業主体である地方公共団体が土地の整備を行うことを条件に、**地方公共団体が移転先の空き地や空き家を取得することなく、移転者が移転先へ移転することを可能とするための試行的運用**を行うなど、造成コストを縮減した安全な地域への移転を促進する。

＜既存ストック活用による効果＞

安全性の
向上

スポンジ化
抑制

行政コスト
の効率化



住宅立地の
適正化



既存ストックを活用した
集団移転イメージ

1. 安全・安心、防災・減災・復興まちづくり

(5) 事前防災・事前復興まちづくりの推進

地震や津波被害に限らず、大規模自然災害による被害が想定される地域は数多く存在しており、このような地域においては、発災後の対応だけでなく、平時からの備えとして、事前防災・復興事前準備を行うことが重要である。

そのため、能登半島地震などの復興まちづくりや平時から事前防災・復興事前準備の取組を推進する。

都市再生コーディネート等推進事業

○事前防災・復興まちづくりの推進

事前防災まちづくりに関する計画策定や事業化に向けた合意形成等に係るUR都市機構によるコーディネート支援を強化する。

<補助対象地域の拡充>

事前復興まちづくり計画及びその他法定計画に防災拠点を位置づけている自治体における、災害の危険性が高い区域を含む市街地を補助対象地域に追加する。

<補助対象事業の明確化>

都道府県を対象として実施する事前防災まちづくりに関する研修を補助対象事業として明確化する。

【支援イメージ】



事前防災まちづくりに関する研修



復興まちづくりに向けた現地調査

都市再生コーディネート等推進事業 補助

8.8億円(1.01倍)

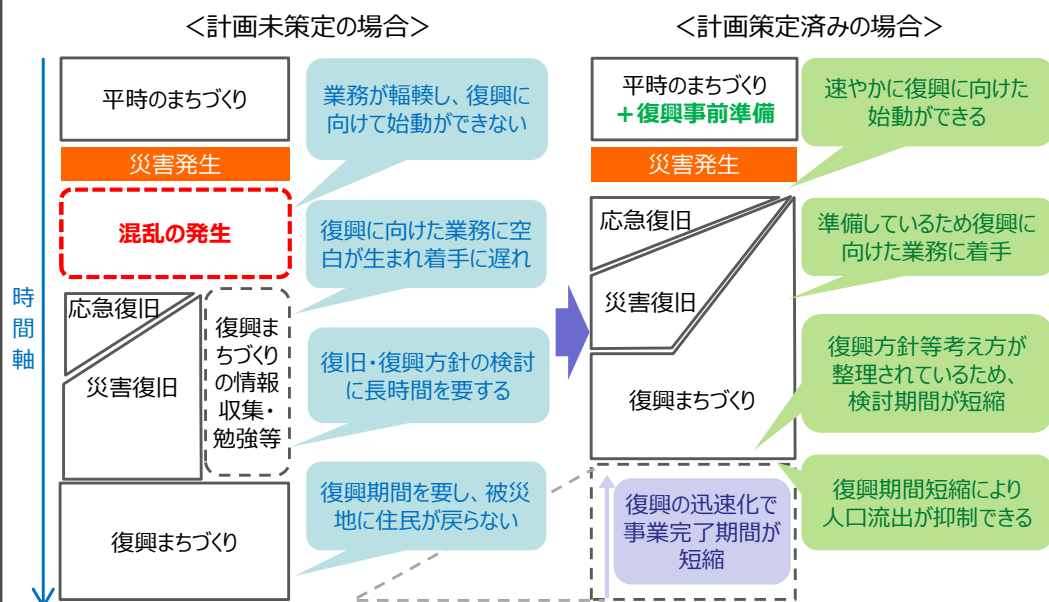
都市防災総合推進事業 防交安

8,470億円の内数

都市防災総合推進事業

○事前復興まちづくり計画策定の推進

被災後の早期かつ的確な復興まちづくりを可能とするため、復興まちづくりの目標や実施方針等を盛り込んだ、将来の都市構造と整合が図られた実現性の高い事前復興まちづくり計画の策定を推進する。



2. まちづくりGX

(1) 改正都市緑地法等を踏まえた緑地確保の推進

まちづくりGX緑地確保推進調査 調査

0.3億円(皆増)

都市公園・緑地等事業 社総交

4,874億円の内数

令和6年11月に施行された都市緑地法等の一部を改正する法律により創設された、国による緑の基本方針の策定や、企業等による優良な緑地確保の取組を国土交通大臣が認定する制度（TSUNAG）について、改正法の効果を最大化するため、地方公共団体が活用可能な緑被率算定のための簡易な手法の開発や、認定された緑地を国内外に広く発信するための広報ツールの作成等の環境整備を進める。加えて、ネイチャーポジティブの実現に向けて、生物多様性の確保に資する都市公園の整備を推進する。

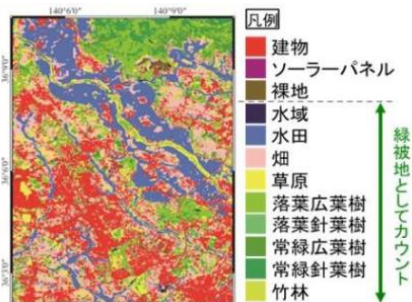
まちづくりGX緑地確保推進調査

緑の基本方針に基づく地方公共団体による緑の計画の策定促進や、認定制度を契機とした緑地確保の取組拡大に向け、以下の取組を実施する。

【地方公共団体による 緑の計画策定】

地方公共団体が策定する緑の計画において必要となる緑被率※について、衛星データや既存データを活用した簡易な算定手法を国が開発し、提供することで、計画の策定を支援する。

※緑地に覆われている土地の面積の割合



出典：JAXA高解像度土地利用土地被覆図

【企業等による優良な 緑地確保の取組】

認定を受けた企業等の事例を国内外に広く周知するための広報ツールを作成し、発信。また、不動産、金融等の幅広い関係者へ制度や事例等を周知する機会を創出。

これらにより緑地確保の取組への投資に向けた機運を醸成する。



大手町の森（東京都千代田区）

都市公園・緑地等事業

令和6年4月に「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向けた「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が成立し、生物多様性の維持・回復・創出に資する「地域生物多様性増進活動」等を主務大臣が認定する制度が創設されたところである。（令和7年4月施行予定）

生物多様性の確保に資する都市公園の整備を推進するため、「都市公園事業（ネイチャーポジティブ公園）」の施設整備の対象に、同法による認定を受けた計画に基づく植栽を追加する。

■ 先行的事例である「自然共生サイト」に認定された都市公園



長池公園（東京都八王子市）

地域住民が主体となって、創意工夫を凝らした自然保全型の里山管理を実施



尼崎の森中央緑地（兵庫県尼崎市）

工場跡地で周辺地域に自生する植物から育てた苗を使い100年がかりの森づくりを実施

2. まちづくりGX

(2) ネット・ゼロ・エネルギー街区の実現に向けたエネルギーの面的利用の推進

都市構造再編集中支援事業 補助 702.0億円(1.00倍)

国際競争拠点都市整備事業 補助 130.0億円(1.00倍)

※令和6年度補正予算 国際競争拠点都市整備事業 0.8億円。合計130.8億円 (1.00倍)

国内におけるCO2排出量のうち、都市活動に由来するものは約5割となっており、カーボンニュートラルの実現に向けては都市部における徹底的な省エネ及び非化石エネルギーへの転換が喫緊の課題である。

このため、エネルギーの面的利用と組み合わせた省エネと創エネ等への支援により、段階的な取組や先進的・総合的な取組を推進することで、街区の防災性能の強化に加え、環境性能の強化を行い、ネット・ゼロ・エネルギー街区の実現を図る。

都市構造再編集中支援事業、国際競争拠点都市整備事業

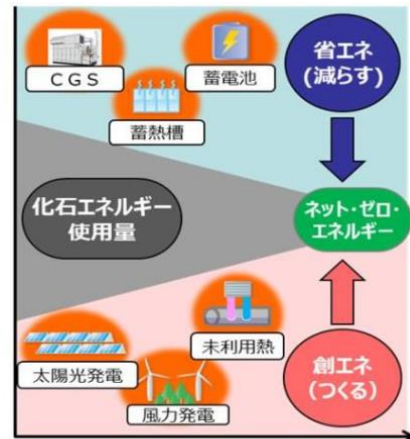
エネルギーの面的利用の推進

【都市構造再編集中支援事業、国際競争拠点都市整備事業】

エネルギー導管で複数の建物をつなぎ、熱・電気を融通するエネルギーの面的利用の整備を支援することで、街区の防災性能及び環境性能を強化。



エネルギーの面的利用のイメージ



ネット・ゼロ・エネルギー街区化のイメージ

エネルギーマネジメントシステムに係る支援拡充

【国際競争拠点都市整備事業】

エネルギーマネジメントシステムによりエネルギーの使用の合理化が図られるものとなっていることを補助対象事業の要件に追加。

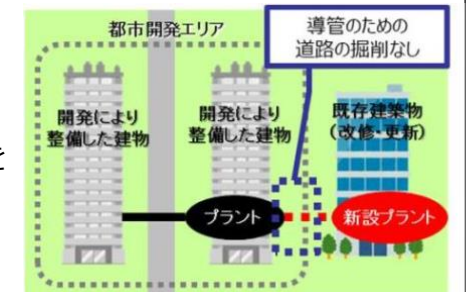
また、都市再生特別措置法に基づく大臣認定を受けることなどの要件を満たす事業の場合は、高度なエネルギーマネジメントシステムを補助対象に追加。



既存建築物の更新・改修時のネットワーク接続に係る支援拡充

【国際競争拠点都市整備事業】

既存建築物を更新・改修する際に、既存のエネルギーネットワークに接続する場合、公共空間の改編を要しない導管整備であることなどの要件を満たす事業を補助対象事業に追加。



街区の
防災性の強化



ネット・ゼロ・エネルギー
街区化



街区の防災性の強化に加え、ネット・ゼロ・エネルギー街区化を進めることによりまちづくりGXの実現を目指す。

2. まちづくりGX

(3) 都市の脱炭素化の推進

脱炭素・クールダウン都市開発推進事業	補助	0.3億円(皆増)
まちづくりファンド支援事業	補助	1.0億円(1.00倍)
民間都市開発推進資金	貸付	20.0億円(1.00倍)
メザニン支援事業	政府保証	1,200.0億円(2.00倍) 等

気候変動に対応する取組の重要性が高まる中、都市の脱炭素化を推進するため、脱炭素都市再生整備事業の認定事業者による先進的な脱炭素化の取組や、都市再生緊急整備地域等における先進的な暑熱対策の取組を支援する。また、認定事業者による都市の脱炭素化に資する設備や、暑熱対策に効果的な施設等を含む都市開発事業に対して、民都機構による金融支援を行う。

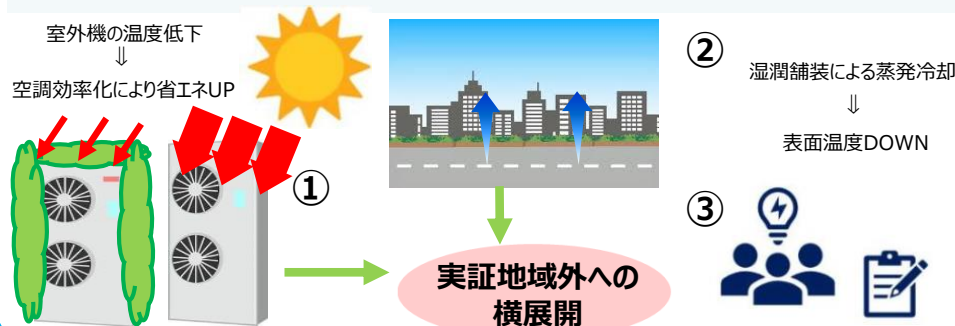
脱炭素・クールダウン都市開発推進事業

令和6年11月に施行された改正都市再生特別措置法により、都市の脱炭素化の取組を加速化するため、脱炭素都市再生整備事業の認定制度が創設されたところである。

同認定制度の認定事業者による都市の脱炭素化に資する先進的な取組に係る実証事業を支援するとともに、都市再生緊急整備地域等における、都市の暑熱対策に係る先進的な実証事業を支援する。また、これらの実証成果レポートを広く公表し、実証地域外への横展開を図る。

取組イメージ

- ① 空調設備の効率的利用を促す室外機緑化など、都市の脱炭素化に資する先進的な取組の実証事業※脱炭素都市再生整備事業の認定事業者に限る
- ② 路面温度を下げる透水性・湿潤舗装など、都市の暑熱対策に資する先進的な取組の実証事業
- ③ 調査レポートの公表など実証成果の横展開の取組



民都機構による金融支援

緑地等管理効率化設備や再生可能エネルギー発電設備等の都市の脱炭素化に資する設備の整備や、都市の暑熱対策の取組を含む施設整備に対して、民都機構が金融支援を行うことで、都市の脱炭素化及び暑熱対策の推進を図る。

支援対象イメージ



2. まちづくりGX

(4) デジタルも活用した暑熱対策の検討の推進

猛暑の中でも安全・快適に外出できる都市環境を目指して、デジタル技術を活用し、日射や空気の対流、人口動態を踏まえた暑熱対策の検討や、官・民での計画策定・社会実験等を支援する。

都市空間情報デジタル基盤構築調査	調査	11.4億円(1.03倍)
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	補助	11.7億円(1.07倍)
スマートシティ実装化支援事業	補助	2.4億円(0.97倍)
官民連携まちなか再生推進事業	補助	1.7億円(0.57倍)

都市空間情報デジタル基盤構築調査／支援事業

暑熱対策等の様々な分野における地域課題の解決に役立つ、3D都市モデルのユースケースを開発・支援する。

取組イメージ

3D都市モデルや樹木管理台帳の情報を活用し、樹木管理のDXや緑地・緑陰面積の算定を支援するシステムを開発



スマートシティ実装化支援事業

暑熱対策等の国として戦略的に取り組む政策分野において、スマートシティ施策の開発・実証を重点的に支援する「戦略的スマートシティ実装タイプ」を追加する。

取組イメージ

気温・日陰等の情報をリアルタイムに可視化し、都市における歩行者の回遊性向上方法を確立



官民連携まちなか再生推進事業

多様な主体による計画策定や涼しい時間帯での経済活動を創出するための社会実験等の支援を実施する。

取組イメージ

官民連携による暑熱対策の検討を行い、ナイトマルシェ等による賑わいの創出や簡易的な涼の確保に関する実験を実施



まちなかウォーカブル推進事業、都市再生整備計画事業、都市公園・緑地等事業	社総交 防交	4,874億円の内数 8,470億円の内数
都市構造再編集集中支援事業	補 助	702.0億円(1.00倍)
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	補 助	1.4億円(1.00倍)
脱炭素・クールダウン都市開発推進事業	補 助	0.3億円(皆増)
民間都市開発推進資金	貸 付	20.0億円(1.00倍) 等

2. まちづくりGX

(5) まちなかのクールスポット創出等に向けた取組の推進

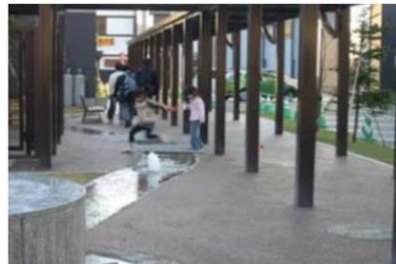
緑陰や日よけ等のまちなかでの暑さをしのぐクールスポットの創出など、暑熱対策に官・民で取り組む地域に対して支援を実施するとともに、民間事業者の先進的な実証事業への支援や金融支援を通じ、暑熱対策を実施する取組を推進する。

まちなかウォーカブル推進事業、都市構造再編集集中支援事業、都市再生整備計画事業

ウォーカブルエリア内、都市機能誘導区域内等の拠点エリアにおいて、緑陰の創出や日よけ・保水性舗装・水盤等の冷却効果の高い施設の設置に対して基幹事業「暑熱対策事業」を創設して支援を実施する。



緑陰（東京都千代田区）



日よけと水路（北海道上川町）

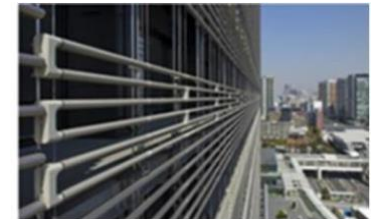


水盤（兵庫県神戸市）

脱炭素・クールダウン都市開発推進事業

都市の暑熱対策に係る民間都市開発事業者等の先進的な取組の実証事業に対して支援を実施する。

＜実証イメージ＞
外部への熱放射を抑える外装の都市開発への導入実証



民都機構による金融支援

民間都市開発事業者等による、暑熱対策の取組を含むハード整備に対して民都機構が金融支援を実施する。



＜支援対象イメージ＞
屋外通路部分に設置されたシェードとミスト

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

暑熱対策に関する目標を設定し、実施される緑化等の取組に対して重点的に支援を実施する。



緑地による冷涼空間の形成イメージ



コンパクト・プラス・ネットワーク関係経費	補助等	5.3億円(0.90倍)
都市構造再編集集中支援事業	補助	702.0億円(1.00倍)
都市再生整備計画事業	社総交 防安交	4,874億円の内数 8,470億円の内数

※令和6年度補正予算 コンパクト・プラス・ネットワーク関係経費 補助 2.0億円。合計7.3億円(1.24倍)

3. コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展

(1) 立地適正化計画の実効性の向上

立地適正化計画の実効性を高めていくためには、適切な計画の評価・見直しを図るとともに、計画作成の更なる推進が必要である。そのため、「まちづくりの健康診断」体系の確立、広域連携の推進、データ整備・標準化など実効性の向上に資する取組を推進する。

立地適正化計画の実効性の向上に向けた方向性

有識者からなる検討会において、立地適正化計画の実効性向上のための取組を整理
「立地適正化計画の実効性向上のあり方検討会」

持続可能な都市構造の実現のため、立地適正化計画は「立適^{プラス}」へ
～市町村による適切な見直し（＝「まちづくりの健康診断」）により、実効性をプラスした計画へ～

市町村による適切な見直し（＝「まちづくりの健康診断」）の推進

●市町村による「まちづくりの健康診断」の推進

- ・地方公共団体の負担を軽減しながら見直しができるようなデータの整備、標準的な評価構造、見直し方策の提示
- 広域的な視点からの見直しも可能なデータの提供
- 中長期的な都市の体質改善状況が把握可能な時系列データの整備

●評価構造、評価指標の統一性確保の推進

- ・間接効果や施策の取組状況も含めて評価を実施
- ・評価に影響を与える要素や統計上の誤差等も考慮

●効率化、精度統一化に資するデータ整備の推進



立地適正化計画の必要性を踏まえた更なる裾野拡大

●計画作成の必要性も加味した取組の推進

●取組が進まない要因に対する対策を実施

- ①的確な現状認識
 - ・都市課題等の把握や周辺都市との比較が可能な仕組みの構築
- ②広域的な連携
 - ・周辺市町村との調整をサポート
- ③政策判断
 - ・立適の直接的な効果に加え間接的な効果を明確化
- ④実施体制の確保
 - ・計画作成に必要な人材等の確保等への支援
- ⑤地元合意
 - ・住民や関係各者の理解醸成の促進



国による推進策の方向性

「まちづくりの健康診断」体系の確立

- ・評価体系を構築し、データを標準化
- ・見直しの方策の提示
- ・計画未作成市町村への訴求にも活用

人材確保等への支援

広域連携の推進

- ・都道府県や広域主体の役割の明確化
- ・周辺、関連市町村等へのデータ提供
- ・連携方法やノウハウ等の情報提供

データ整備・標準化

制度・効果の理解醸成

持続可能な都市の実現に向けたまちづくりの推進

【コンパクト・プラス・ネットワーク関係経費】

- 裾野拡大に向けた計画作成を推進する。
- 実効性向上に向けた適正な評価・見直しを推進する。

3. コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展

(2) 市町村域を越えた広域連携の強力な推進

先導的まちづくり調査	調査	3.0億円(1.10倍)
コンパクト・プラス・ネットワーク関係経費	補助等	5.3億円(0.90倍)
都市構造再編集中支援事業	補助	702.0億円(1.00倍)

立地適正化計画の実効性を高めていくためには、各市町村がそれぞれの域内で取組を行うのみならず、市町村域を越えた広域的な取組を進めていくことが重要である。一方で、広域連携を進めるに当たっては自治体間での合意形成にハードルがあるため、これを克服するための取組を国として推進する。更に、広域連携を行い、立地適正化の取組を行う場合に支援を強化する。

広域連携の課題を解消するための取組の推進

- 広域連携が、持続可能な都市構造の形成に重要である気づきを生み出すための、必要なデータ整備を国として推進する。【先導的まちづくり調査】
- 広域連携を具体的に進めていくためのノウハウを提供するため、モデル事例を創出し、横展開を実施する。
- 広域的な都市圏のコンパクト化について、インフラ老朽化対策との連携も含めて、効果・課題の分析・検証を行い、EBPMを推進する。
- 広域的な立地適正化の方針等の作成において、市町村域を越え、小規模自治体を含む広域圏で立地適正化の取組を行う場合の支援を強化する。【コンパクト・プラス・ネットワーク関係経費】
【拡充】人口10万人以下かつ人口減少率が20%以上の市町村の数に550万円を乗じた金額まで補助し、これを超えた分は1/2補助



広域連携の拠点となる施設整備への支援の強化 【都市構造再編集中支援事業】

- 連携中枢都市圏における連携協約など地方自治法に基づく事務の共同処理の制度等を活用しつつ、複数市町村が共同して立地適正化の取組を行う場合に、現行の都市構造再編集中支援事業における公共公益施設の整備等に対する支援に加え、広域連携の拠点となる施設の整備について、支援を強化する。



- ・地方自治法に基づく事務の共同処理の制度等を活用し連携
- ・広域的な立地適正化の方針を作成

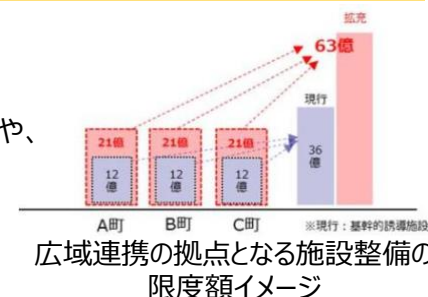


都市構造再編集中支援事業において支援対象の公共公益施設整備に加え
広域連携の拠点となる施設（広域連携誘導施設）
の整備に対してより支援を強化

(支援イメージ)

広域的な立地適正化の方針等に位置付けられた誘導施設※の整備や、これに伴い廃止される他市町村の施設の除却等

※医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設



3. コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展

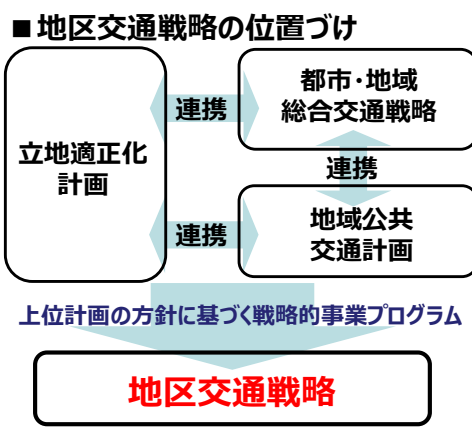
(3) コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた戦略的取組の推進

「コンパクト・プラス・ネットワーク」および多様なライフスタイルを支える「人間中心のまちづくり」の実現に向け、立地適正化計画やウォーカブルな空間づくり、都市交通に関する総合的な計画との連携を重視した戦略的なまちづくりに関する事業に対して、きめ細やかな支援を強化する。

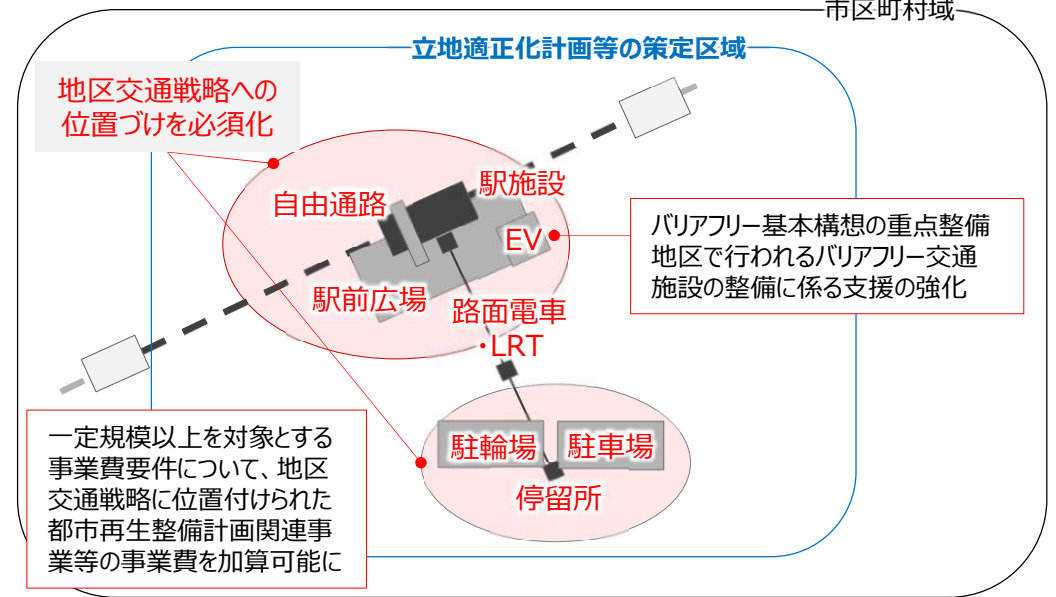
都市・地域交通戦略推進事業	補助	10.0億円(1.00倍)
都市構造再編集集中支援事業	補助	702.0億円(1.00倍)
まちなかウォーカブル推進事業	補助	6.2億円(1.05倍)
都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業、	社総交	4,874億円の内数
都市再生区画整理事業、都市・地域交通戦略推進事業	防交	8,470億円の内数
※令和6年度補正予算 都市・地域交通戦略推進事業 補助 1.0億円。合計11.0億円 (1.10倍)		
まちなかウォーカブル推進事業 補助 1.5億円。合計 7.7億円 (1.30倍)		

都市・地域交通戦略推進事業

立地適正化計画等と連携し、移動サービスの質の向上を図るため、一定のエリアに必要な都市交通施策を具体的に示した地区交通戦略の策定を必須化し、バリアフリー交通施設の整備に係る支援の強化等、きめ細やかな支援を実施する。

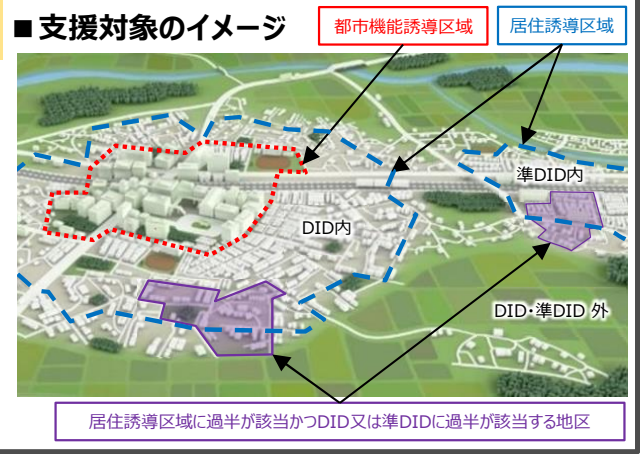


■支援対象のイメージ



都市再生区画整理事業

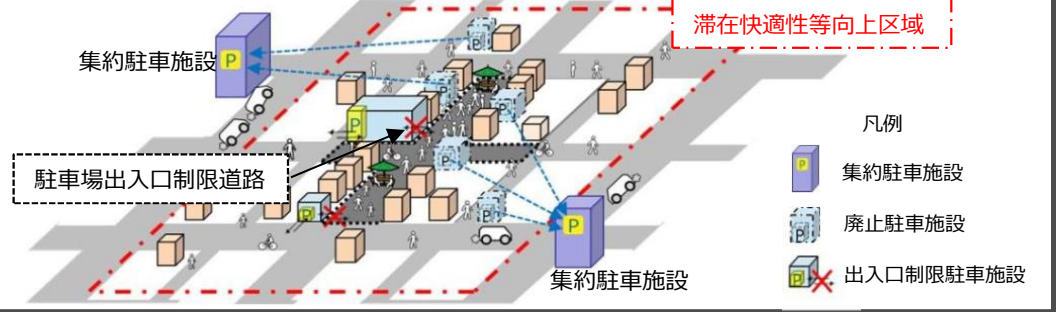
立地適正化計画の実効性の向上を図り、コンパクトな都市構造を実現するため、居住誘導区域内において実施される事業に対して、人口集積の広がりなど、地域の実情を踏まえ、集中的な支援を実施する。



エリア単位での駐車場マネジメントの推進【都市・地域交通戦略推進事業 等】

都市空間の有効活用や「人間中心のまちづくり」の実現に向け、既存の駐車場の集約化、土地利用転換等により、駐車場の需要・供給や配置の適正化を図るため、優良事例の横展開等により自治体による駐車場マネジメントに係る計画の策定や取組を推進する。

■滞在快適性等向上区域における駐車場集約化のイメージ



都市構造再編集中支援事業	補助	702.0億円(1.00倍)
まちなかウォーカブル推進事業	補助	6.2億円(1.05倍)
官民連携まちなか再生推進事業	補助	1.7億円(0.57倍)
都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業	社総交	4,874億円の内数
	防交	8,470億円の内数

※令和6年度補正予算 官民連携まちなか再生推進事業 補助 2.0億円。合計3.7億円(1.23倍)

4. 地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化

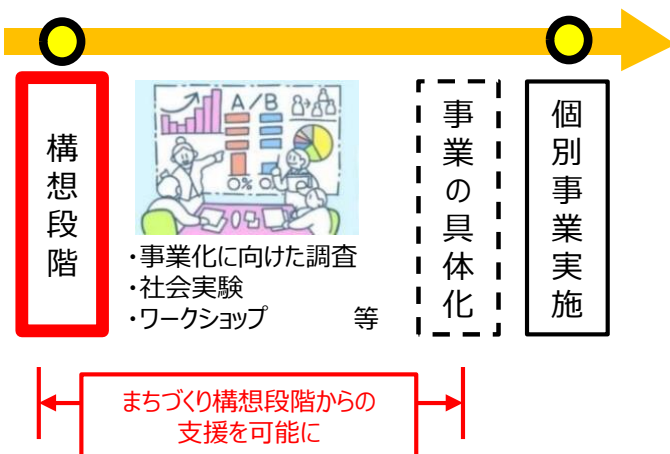
(1) 地方都市等の再生

地方都市の再生や中心市街地等の活性化等を図るため、まちづくり構想段階における支援、地域資源を活かしたエリア価値向上に資する官民連携によるまちづくりの立ち上げ段階の支援、歴史的資源を有するエリアにおける賑わい・交流・生業の創出等に寄与する施設整備を支援することで、地方都市等におけるまちづくりの更なる推進を図る。

まちづくり構想段階を支援

【都市構造再編集中支援事業 等】

中心市街地やまちの拠点において、まちづくり構想段階から官民が連携し、将来的な空間の使い方を含めた公共公益施設整備のあり方を検討することが重要であるため、まちづくり構想段階から支援することで、既存ストック活用を含む持続可能なまち・空間づくりを推進する。



まちづくり専門家による伴走を支援

【官民連携まちなか再生推進事業】

まちづくりに関する専門家による地域や自治体への伴走支援を推進することで有効な地域資源の発掘・活用、まちづくり人材の育成やネットワーク組成、円滑な官民連携体制の構築を図る。



地域資源の発掘・活用



まちづくり人材の育成やネットワークの組成

地域資源を活かしたまちづくり

【都市構造再編集中支援事業 等】

高齢化、空き家、生業不足等の課題に対応し、創業支援施設の整備等、地域資源を活かしたまちづくりを支援することで、地域の賑わい・交流・生業の創出を促進する。



文化財を活用したチャレンジショップ

4. 地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化

(2) 市街地再開発事業等の着実な実施

社総交 **4,874億円の内数**
市街地再開発事業等
防安交 **8,470億円の内数**

地方都市等における都市機能更新を推進するため、市街地再開発事業等に関する事業初動期の検討に対し重点的かつ柔軟に支援するとともに、必要性・緊急性の高い市街地再開発事業等への支援の重点化及び事業マネジメントの更なる徹底等を行うことで、工事費高騰下においても事業の着実な実施を図る。

市街地再開発事業等

<事業初動期の検討支援>

地域の拠点となるエリアにおいて、市街地再開発事業等を核とした持続的な再生を促進するため、高度化・複雑化する計画策定や権利調整等を行う事業初動期の検討に対し重点的かつ柔軟に支援する。

支援内容

- 以下の取組をパッケージ化し、柔軟に支援
 - ・地区再生計画及び街区整備計画等の策定
 - ・エリア価値向上に資する検討
 - ・都市計画に係る資料作成
 - ・権利調整等の市街地再開発事業等の実施に資する検討

<支援の重点化・事業マネジメントの徹底等>

市街地再開発事業等の着実な実施を図るため、都市機能誘導区域内等で実施される必要性・緊急性の高い事業に補助対象を絞り込むとともに、事業マネジメントの更なる徹底を求める。その上で、特に必要性・緊急性が高い事業に限り、想定外の事態が生じた場合に国及び地方公共団体が工事費高騰額の一部を支援する制度を創設する。

事業マネジメントの徹底等の内容

- 都市機能誘導区域及び特定都市再生緊急整備地域等の区域内で実施される事業に補助対象を重点化
- 工事費等が高騰した場合における施行者による対応方針の作成及び市場価格と比較し適切な工事費、保留床取得単価の設定等の事業マネジメントの徹底
- 急激な工事費高騰など想定外の事態が生じた場合、市街地改善の必要性・緊急性が特に高い地区に限り、事業の徹底的な見直しを行うことを条件として、国及び地方公共団体が工事費高騰額の一部を支援



4. 地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化

(3) 国際競争力強化のための都市再生の推進

諸外国において、コロナ後の経済・社会システムの再構築を見据えて、大規模投資を官民一体となって推進している中、我が国においても交通利便性や業務機能の集積の程度が高く、経済活動が活発なビジネス拠点を形成し、大都市の国際競争力を強化するため、都市の中核拠点において、道路や鉄道施設等の重要インフラや市街地開発事業等の都市基盤整備を集中的かつ重点的に推進するとともに、金融・税制支援を通じて優良な民間都市開発事業を推進する。

国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）

我が国の都市の国際競争力を強化するため、大都市の拠点となるエリアにおいて、都市基盤整備を重点的に進めることにより、国際的なビジネス拠点・世界水準の居住空間の形成を図る。

支援内容

- ①道路の新設又は改築 ②鉄道施設の建設又は改良
- ③バスターミナルの整備 ④鉄道駅周辺施設の整備 ⑤市街地再開発事業
- ⑥土地区画整理事業 ⑦BRTの整備 ⑧史跡等一体都市開発事業
- ⑨①～⑧と一体的に整備する情報化基盤施設の整備

〈支援事例〉 渋谷駅周辺地域



※現時点でのイメージであり、今後の検討により変更される可能性があります。

提供：渋谷駅前エリアマネジメント協議会

渋谷駅の機能更新や民間開発プロジェクトとあわせて土地区画整理事業を実施することにより、駅前広場や自由通路等の公共空間を創出するとともに、多様な機能が集積する魅力ある拠点の形成を推進

優良な民間都市開発事業の推進（国土交通大臣認定制度）

国際性豊かな都市機能を整備し、海外から企業や人材を呼び込むため、優良な民間都市開発事業への金融・税制支援を通じ、国際ビジネス拠点に相応しい都市の形成を図る。

支援内容

- 税制支援
法人税等の割増償却、登録免許税等の軽減措置
- 金融支援
民間都市開発推進機構によるメザニン支援

〈支援事例〉



虎ノ門ヒルズ
ステーションタワー
(東京都港区)

駅と周辺を結ぶ歩行者ネットワークを整備し、ビジネス発信・宿泊機能等により国際ビジネス拠点を形成



天神ビジネスセンター
2期プロジェクト
(福岡県福岡市)

立体広場により地上と地下のアクセスを向上するとともに、高質なオフィス・商業空間を整備

都市空間情報デジタル基盤構築調査 調査 11.4億円(1.03倍)

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 補助 11.7億円(1.07倍)

5. まちづくりDX

(1) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

※令和6年度補正予算 都市空間情報デジタル基盤構築調査 調査 4.0億円。合計15.4億円(1.40倍)

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 補助 1.1億円。合計12.8億円(1.17倍)

Project PLATEAUでは、2020年から全国で3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進している。

本プロジェクトは5年目を迎え、実装フェーズへ移行したことを踏まえ、3D都市モデルの整備・活用の更なる効率化・汎用化や、防災、暑熱対策等の社会的必要性が高い分野におけるユースケースの開発といった基幹的施策を重点的に進める。また、2027年度整備目標500都市に向けて、地方公共団体における3D都市モデル整備等及び民間サービス実装等への支援を拡充する。

都市空間情報デジタル基盤構築調査

国によるPLATEAUを駆動させていくための基幹的施策

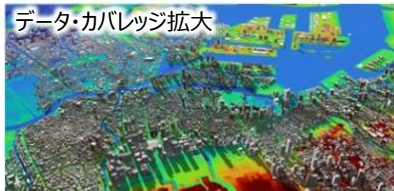
- | | | |
|---|--|--|
| 1 データ・カバレッジ拡大
モデル整備作業の自動化・効率化、データ形式標準最新化に向けた実務検討 | 2 ユースケース開発
防災、暑熱対策ユースケース開発、外部機関との連携強化、開発ツールの汎用化 | 3 コミュニティ形成
ナレッジ共有やネットワークのためのコミュニティ形成、若年層へのアプローチ強化 |
|---|--|--|

国による各主体の役割を円滑化・促進する環境整備施策

- | | | |
|--|--|--|
| 4 民間/自治体での実装
実装レベルのサービス開発・事業化・提供の促進、ニーズシズマッチングの支援 | 5 地域のデジタルケイバ向上
自治体業務でデータが活用できる人材の育成、地場企業へのモデル整備技術普及 | 6 オープン・イノベーション創出
新技術開発やデータ利用環境向上、初心者向けデータ処理技術のOSS開発 |
|--|--|--|

産学官連携によるエコシステム構築

自律的な実装を推進する、国、地方公共団体、産業界、研究機関の連携体制の構築



整備都市拡大のための効率化やBIM等との連携を推進し、標準仕様CityGML3.0への転換も検討



地方公共団体へ3D都市モデルを活用した課題分析や政策検討の研修、地場企業へモデル整備研修を実施

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業

3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための地方公共団体等への支援

補助タイプ・補助率

【地方公共団体向け】

広域連合や一部事務組合等を対象に追加

拡充

- 通常タイプ 定率1/2
- 早期実装タイプ 10/10（上限1,000万円）

■ 間接補助

地方公共団体が民間事業者等に行う補助に対する補助事業

拡充

定率1/2（地方公共団体の補助額）又は
定率1/3（全体事業費）の低い額

【民間事業者等向け】

拡充

■ 民間サービス実装タイプ

民間事業者等による3D都市モデルの活用に関する事業に対する補助事業

● 補助対象団体

民間事業者等（営利法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人 等）

● 補助率

定率1/2（上限5,000万円）

補助対象事業

- 3D都市モデルの整備に関する事業
- 3D都市モデルの活用に関する事業
- 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業

地域への実装イメージ

地方公共団体への補助

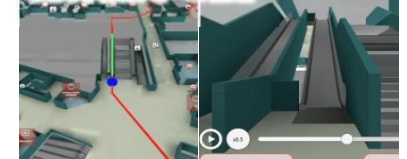


3D都市モデルとハザード情報を重畳し、住民の防災意識の啓発や避難行動の変容を促進（愛知県豊田市）



3D都市モデルをマインクラフトデータに変換し、子どもたちが未来のまちを考えるコンテストを実施（埼玉県さいたま市）

民間事業者等への補助



3D都市モデルを活用した民間サービスやソリューションの社会実装（例：ナビゲーションシステムの開発 等）を促進

5. まちづくりDX

(2) スマートシティの実装化および海外展開の推進

スマートシティ実装化支援事業 補助 2.4億円(0.97倍)

スマートサービス海外展開調査 調査 0.3億円(1.00倍)

※令和6年度補正予算 スマートシティ実装化支援事業 補助 0.2億円。合計2.6億円(1.05倍)

AIや3D都市モデルを含めたデジタル技術の活用により都市の諸課題を解決し、新しい価値を創出する「スマートシティ」を実現するため、先進的な都市サービスの実証事業として、特に、国として戦略的に取り組む政策分野のスマートシティ施策を重点的に支援する。

また、デジタル技術等の活用は、海外における都市課題に対しても全体最適化が図れる方策と考えられるところであり、日本企業の海外展開を推進するため、データ・デジタル技術を活用した海外における都市開発の展開手法の調査を実施する。

スマートシティ実装化支援事業

■ 事業概要

○スマートシティ実行計画に基づく先端技術等を活用した先進的な都市サービスの実装化に向けて取り組むコンソーシアム※の実証事業を支援。

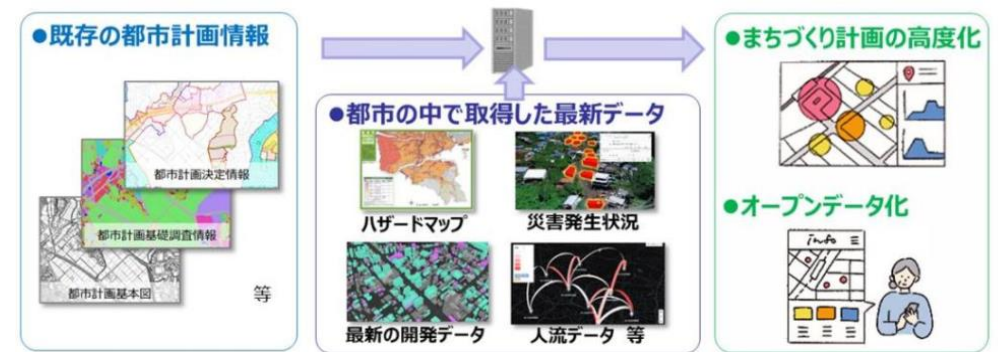
※民間事業者・地方公共団体を構成員に含む団体

○従来の「通常タイプ」「都市サービス実装タイプ」に加えて、国として戦略的に取り組む政策分野のスマートシティ施策の開発・実証・実装を重点的に支援する「戦略的スマートシティ実装タイプ」を追加。

- | | | |
|-------------------|-----|-------------|
| ■ 戦略的スマートシティ実装タイプ | 定額※ | (上限5,000万円) |
| ■ 都市サービス実装タイプ | 定額※ | (上限3,500万円) |
| ■ 通常タイプ | 定額※ | (上限1,500万円) |

※実行計画に基づく取組のコンソーシアム負担額が国の補助額を上回ること

■ 戦略的スマートシティ実装タイプのイメージ



災害リスク情報等を含めたまちづくり計画のデジタル化

スマートサービス等を活用した都市開発の海外展開に向けた調査

【目的】

・都市課題に対応するためのデジタル技術と都市開発のノウハウを相互促進的に発信することにより、日本政府・企業が行う都市開発に対する新興国等の関心を高める。

○ タイ・バンコクのクルンテープ・アピワット中央駅周辺地域の3D都市モデルを活用した渋滞・混雑緩和等のシミュレーションを実施し、当該地域における交通等の課題解決策を検討する。この動きにより、当該地域の開発事業への我が国企業の参画を促進する。

○ 令和7年度は、新たにインドネシア・ジャカルタのTOD候補地区の3D都市モデルを構築し、活用を図る。

【想定対象地区】



クルンテープ・アピワット中央駅周辺 (タイ・バンコク)

(タイ政府広報局ホームページより)



3D都市モデルPLATEAUを活用した交通シミュレーション

6. 国際都市政策連携・海外展開

(1) 国際的な都市政策連携および都市開発の海外展開

都市開発の海外展開 補助等 **2.4億円(1.05倍)**

※令和6年度補正予算 都市開発の海外展開 拠出金 0.2億円。合計**2.6億円(1.15倍)**

G7や国際機関との連携を強化し、先進的かつ持続的な都市政策を形成するとともに、我が国企業の海外展開とも連動し、途上国での政策形成を支援することで課題解決に貢献する。

政府の「インフラシステム海外展開戦略2030」等を踏まえて都市開発の海外展開を推進するため、UR等と連携し、公共交通指向型都市開発（TOD）や3D都市モデル等の日本の強みを生かした案件の展開を中心に、相手国のニーズを踏まえた取組を推進する。

国際機関との政策連携

国際的に豊富な調査・政策形成能力を有する国際機関（OECD、UN-Habitat）を通じて、我が国の先進的かつ持続可能性のある都市政策に関する調査研究、広報等を行うことで、将来的に国際標準化、我が国の取組・制度が普及することを目指す。

【経済協力開発機構等拠出金】



G7イタリア・ローマ都市大臣会合



@エジプト・カイロ
第12回世界都市フォーラム

デジタル分野の海外展開・国際協力

Project PLATEAUに関し、国際標準化団体（OGC）の会合への参加等により最新の技術動向の調査やコミットメントを強化しつつ、国際会議や展示会への参画等により本邦技術ホルダー企業の国際展開を促進する。

【都市開発の海外展開に向けた調査】



@カンボジア
日カンボジア都市開発・不動産開発
プラットフォーム会合



@スペイン
Smart City Expo World Congress

都市開発の海外展開

【相手国関係者等との関係構築】

特にTODや、デジタル活用といった要素を含む都市開発事業に焦点を当て、具体的な課題や事業箇所を念頭に置き、海外政府要人や有識者等との協議・意見交換等を実施する。

【我が国の制度の導入、基本構想の策定等による海外展開促進】

アジア新興国等において、競合国に対し日本が優位性を持つ都市開発制度や都市交通システム等の導入を促し、我が国企業による海外進出環境を整備する。

また、民間事業者等との連携により、都市開発の基本構想・計画等の策定に関与することで、我が国企業の海外進出を支援する。



TODに関する日・タイ連携を目的
としたハイレベル会議の開催



出典：MRTジャカルタ
(初期コンセプトデザイン)

今後TODが見込まれる地区
(ジャカルタ・ドックアタス地区)

- ・補助事業では、国内における都市開発の実績等の強みを持つ民間事業者等を通じて、案件の発掘や組成のための調査を実施
- ・直轄調査では、相手国政府との関係構築等に焦点を当てた調査を実施

【都市開発海外展開支援事業、都市開発の海外展開に向けた調査】

7. 2027年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組

(1) 2027年国際園芸博覧会に向けた取組

2027年国際園芸博覧会（略称:GREEN×EXPO 2027）は、SDGsの達成及びGXやグリーン社会の実現等に貢献する博覧会として、これからの自然と人・社会との持続可能性を追求し、世界と共有する場を目指す。

そのため、関係閣僚会議で決定された基本方針等に基づき、国際園芸博覧会協会が実施する会場建設に係る費用の一部補助、日本国政府出展及び参加招請活動等の開催に向けた準備を着実に進める。

2027年国際園芸博覧会に向けた取組

2027年国際園芸博覧会の概要



開催場所：旧上瀬谷通信施設の一部（約100ha）
（神奈川県横浜市旭区・瀬谷区）

開催期間：2027年3月19日～9月26日（192日間）

参加者数：1,500万人（ICT活用等の多様な参加形態を含む）
（有料来場者数：1,000万人以上）

会場建設費：320億円

会場運営費：360億円

テーマ：幸せを創る明日の風景
～Scenery of the Future for Happiness～

開催者：(公社)2027年国際園芸博覧会協会



BIE総会で国際条約に基づく博覧会として認定(R4.11.28)

2027年国際園芸博覧会関連予算 総額 39.0 億円

※計数はそれぞれ四捨五入しているため端数において合計と一致しない場合がある。

会場建設の推進（23.1 億円）

※令和6年度補正予算（19.7 億円）を含む。

- 閣議了解（令和3年6月22日）に基づき、国・地方公共団体・民間が会場建設費を負担する。
- 国際園芸博覧会協会が実施する会場建設工事等に対する補助を実施する。

日本国政府出展（15.7 億円）

- 我が国の造園技術・伝統文化等の国内外への発信に向け、日本国政府出展を実施する。
- 政府出展基本計画等を踏まえ、建築・展示工事を実施する。
- 管理運営・行催事・広報の実施計画を策定する。

参加招請活動等（0.3 億円）

- 国際博覧会に関する条約の規定に基づき、外国政府・国際機関等に対する参加招請活動を実施する。
- 博覧会国際事務局(BIE)総会等において博覧会の準備状況等を報告する。
- BIE局員の現地調査等への対応を実施する。

2027年国際園芸博覧会関係経費 補助等	1.4億円(1.00倍)
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業（2027年国際園芸博覧会） 補助	2.7億円(0.52倍)
2027年国際園芸博覧会政府出展調査 調査	15.2億円(7.35倍)
※令和6年度補正予算	2027年国際園芸博覧会関係経費 補助 1.4億円。合計 2.9億円 (1.98倍)
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業（2027年国際園芸博覧会） 補助	18.3億円。合計 21.0億円 (3.99倍)

7. 2027年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組 (2) 首里城の復元に向けた取組

国営公園等事業（沖縄分） 直轄 **47.1億円の内数**

※令和6年度補正予算 国営公園等事業（沖縄分） **2.0億円**

令和元年10月の火災により、正殿等9棟の建物が焼失した首里城について、関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、令和8年の復元に向けた正殿の本体工事を実施するとともに、北殿の設計等を進める。

正殿の本体工事等

- 「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、正殿の本体工事（令和4年～8年）を実施する。
- 正殿完成後に整備を行う北殿の設計を実施する。



▲首里城の状況（R6.9時点）

首里城の復元に関する技術検討

- 首里城の復元に向け、関係機関と連携をとりながら、技術検討委員会において、防火対策、材料調達、彫刻・装飾等を検討する。



▲技術検討委員会で検討された防火対策の概要

復元過程の公開

- 「見せる復興」の一環として、素屋根の見学エリアを設け、復元現場の様子を伝える取組を展開する。



▲正殿工事の様子が見える見学エリア（R5.8～）

首里城正殿等の復元に向けた工程表（令和2年3月 首里城復元のための関係閣僚会議決定） 抜粋

首里城正殿について、令和2年度（2020年度）早期に設計に入り、令和4年（2022年）中には本体工事に着工し、令和8年（2026年）までに復元することを目指すこととし、北殿や南殿等を含め復元に向けた取組みを進めることとする。その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

V. 令和7年度 都市局関係予算 新規・拡充事項等一覧

事業名	ページ
都市構造再編集中支援事業【公共：補助】	
・大規模災害からの復興に関する法律の特定大規模災害等を受けて復興計画等を作成した市町村に限り、一定の期間内に立地適正化計画を着手及び作成することが確実である等、一定の要件を全て満たす場合、立地適正化計画を未作成であっても、支援対象に追加	17
・事前防災の観点から老朽化した市街地の自立的更新を促すため、空き建築物の改修の事業等を組み合わせた「老朽市街地対策」を明示するとともに、老朽市街地対策の必要性が位置づけられた地区において、既存建造物活用事業を活用した施設を整備する場合に、①防災備蓄機能の具備、②発災時の避難スペースの確保を要件化（これらに要する費用は限度額対象外）	18
・まちづくりとあわせた都市の暑熱対策に資する取組に対して総合的な支援を強化するべく、基幹事業「暑熱対策事業」を創設	27
・市町村による立地適正化計画の評価の実施及び防災指針の作成を促進するため、以下の市町村の市町村域において実施される事業等を交付対象事業から除外 ①立地適正化計画の作成、変更及び直近の評価から一定の期間を経過し、かつ、立地適正化計画の評価を実施していない市町村 ②立地適正化計画に防災指針を記載していない市町村	28
・市町村域を越えた広域連携の取組を強化するべく、現行の基幹事業「基幹的誘導施設」を削除した上で、新たに基幹事業「広域連携誘導施設」を創設	29
・官民連携により、既存ストックを活用しつつ、持続可能で質の高いまち・空間づくりを推進するため、基幹事業「エリア価値向上整備事業」の交付対象に「まちづくり構想・計画検討経費」を追加	31
・基幹事業「高次都市施設」及び「既存建造物活用事業（高次都市施設）」の対象に「賑わい・交流創出施設（地域資源活用型）」を追加	31
・床上浸水以上の被害が想定される浸水区域において、市町村が高次都市施設、誘導施設、広域連携誘導施設、既存建造施設活用事業（既存建造物を活用して高次都市施設及び誘導施設を整備する場合）等の整備を行う場合、施設利用者の安全を確保するための対策の実施を要件化	－
・市町村による立地適正化計画の評価を踏まえ、改善に向けて取り組む事項を明示していない市町村の市町村域において実施される事業等を交付対象事業から除外	－
・整備済又は今後整備される誘導施設について、誘導効果の定量的な分析結果を踏まえ、補助対象の絞り込み等を実施（令和8年度以降の制度への反映を検討）	－
都市再生整備計画事業【公共：交付金】	
・大規模災害からの復興に関する法律の特定大規模災害等を受けて実施される事業について、発災した次年度から起算して5年以内に着手するものに限り、重点配分	17
・事前防災の観点から老朽化した市街地の自立的更新を促すため、空き建築物の改修の事業等を組み合わせた「老朽市街地対策」を明示するとともに、老朽市街地対策の必要性が位置づけられた地区において、既存建造物活用事業を活用した施設を整備する場合に、①防災備蓄機能の具備、②発災時の避難スペースの確保を要件化（これらに要する費用は限度額対象外）	18
・まちづくりとあわせた都市の暑熱対策に資する取組に対して総合的な支援を強化するべく、基幹事業「暑熱対策事業」を創設	27
・市町村による立地適正化計画の評価の実施及び防災指針の作成を促進するため、立地適正化計画を作成済であり、かつ、コンパクトシティ支援型の施行地区で行われる事業について、交付対象事業から、以下の市町村の市町村域において実施される事業等を除外 ①立地適正化計画の作成、変更および直近の評価から一定の期間を経過し、かつ、立地適正化計画の評価を実施していない市町村 ②立地適正化計画に防災指針を記載していない市町村	28
・官民連携により、既存ストックを活用しつつ、持続可能で質の高いまち・空間づくりを推進するため、基幹事業「エリア価値向上整備事業」の交付対象に「まちづくり構想・計画検討経費」を追加	31
・基幹事業「高次都市施設」の対象「ワーケーション拠点施設」を廃止し、基幹事業「高次都市施設」及び「既存建造物活用事業（高次都市施設）」の対象に「賑わい・交流創出施設（地域資源活用型）」を追加	31
・床上浸水以上の被害が想定される浸水区域において、市町村が高次都市施設、誘導施設相当施設、既存建造施設活用事業（既存建造物を活用して高次都市施設、誘導施設相当施設を整備する場合）等の整備を行う場合、施設利用者の安全を確保するための対策の実施を要件化	－
・コンパクトシティ支援型の施行地区で行われる事業について、交付対象事業から、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表していない市町村の市町村域において実施される事業等を除外（既に措置済であり、経過措置により令和7年度より適用）	－
・都市計画法第34条第11号条例の適切な運用を促進するべく、コンパクトシティ支援型の施行地区で行われる事業については、交付対象事業から、都市計画法第34条第11号条例区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われている市町村の市町村域において実施される事業等を除外	－
・整備済又は今後整備される誘導施設について、誘導効果の定量的な分析結果を踏まえ、補助対象の絞り込み等を実施（令和8年度以降の制度への反映を検討）	－

事業名	ページ
都市防災総合推進事業【公共：交付金】	
・大規模災害からの復興に関する法律の特定大規模災害等を受けて実施される事業について、発災した次年度から起算して5年以内に着手するものに限り、重点配分	17
・全国の津波災害警戒区域（イローゾーン）を含む市街地において、避難路整備の幅員要件を緩和。ただし、南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域以外の地域の場合、5年間の時限措置	19
・不燃化促進区域における耐火建築物又は準耐火建築物への建築助成額の準備を見直し	19
・既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を令和6年度までに開始した地方公共団体であって、調査内容及び調査計画期間が明示された調査計画書を作成した地方公共団体が実施する基礎調査に要する費用について、令和10年度までに限り、国費率1/2とする	20
都市・地域交通戦略推進事業【公共：補助・交付金】	
・大規模災害からの復興に関する法律の特定大規模災害等を受けて復興計画等を作成した市町村に限り、一定の期間内に立地適正化計画を着手及び作成することが確実である等、一定の要件を全て満たす場合、立地適正化計画を未作成であっても、支援対象に追加	17
・大規模災害からの復興に関する法律の特定大規模災害等を受けて実施される事業について、発災した次年度から起算して5年以内に着手するものに限り、重点配分	17
・整備地区要件から、バリアフリー基本構想の重点整備地区、歴史的風致維持向上計画の重点地区、地方踏切道改良計画に定められる改良区域を廃止し、地区交通戦略の策定を必須要件化（地区交通戦略に即地的かつ具体的に位置づけられた事業の支援対象）	30
・下記の整備地区において全ての事業メニューを実施可能とする ①立地適正化計画を策定している区域又は都市計画区域外における地域生活拠点であり一定の要件を満たす区域 ②基幹市町村における都市機能誘導区域と地域生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークを含む区域 ③都市・地域総合交通戦略を策定している又は策定することが確実と見込まれる区域	30
・バリアフリー基本構想の重点整備地区で実施されるバリアフリー交通施設の整備の国費率を嵩上げ（1/3→1/2）	30
・全体事業費1億円以上の事業を対象とする要件について、地区交通戦略に位置づけられた事業に限り、都市再生整備計画事業、都市構造再編集中支援事業、まちなかウォークアル推進事業、地域公共交通再構築事業の事業費を加算可能とする	30
・立地適正化計画等又は大臣認定を受けた都市・地域総合交通戦略に具体的な位置づけが必要な事業を下記①～③のみに見直し ①LRT・BRT・路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備 ②公共的空間の整備等と一体となって整備する駅施設の整備 ③公共的空間の整備等と一体となって整備する鉄道施設等の整備	30
・1ha以上の区域又は10店舗以上の地上権者等を対象とする荷捌き駐車施設の要件について、複数箇所で一体の駐車施設を形成している場合は、合計で当該要件を満たす場合も対象とすることができる要件を追加	30
都市公園・緑地等事業【公共：交付金】	
・「都市公園事業」の防災公園における広域避難地の要件として、「災害時に給水機能・トイレ機能が確保される見込みであること」を追加（令和7年度以降に策定された整備計画から適用）	18
・既設の広域避難地について、防災関連施設を追加的に整備する事業に限り、「都市公園以外の広域避難地を含めても歩行距離2km以内の避難圏域内人口1人当たり2㎡が確保されていないこと」の地域要件を適用しないことを追加	18
・「都市公園事業」のネイチャーポジティブ公園の対象事業に「生物多様性増進活動促進法による認定を受けた計画に基づく植栽」を追加	23
・運動施設を整備する際の要件として以下を追加（明確化） ①住民利用や行政機関が共催する競技大会での利用に即して適当な規模・仕様となる範囲までであること ②主としてプロスポーツやコンサート等の興行に際し必要となる施設（大型映像装置、音響施設、VIPラウンジ等）ではないこと	－
都市再生区画整理事業【公共：交付金】	
・5筆以上の更新困難敷地（幅員4m以上の道路に2m以上接していない宅地）を解消する「連鎖型土地区画整理事業プログラム」を策定した場合、換算面積要件（2ha以上）を複数事業の換算面積の合計で適用	18
・測量、換地図作成、換地処分及び登記に要する費用のうち一定の要件を満たすものを地籍整備費として基礎額に算入	18
・施行地区要件について、居住誘導区域に関する要件を追加するとともに、「人口集中地区に係る区域」を「人口集中地区又は準人口集中地区に過半が該当する地区」とするなど人口集中地区に関する要件を改正	30
宅地耐震化推進事業【公共：交付金】	
・大地震時等における液状化災害に対する対策を推進するため、液状化による災害防止のために必要な変動予測調査及び対策工事に対して新たに重点配分	19
津波防災拠点整備事業【公共：交付金】	
・全国的に津波防災拠点の整備を推進するため、3つの施行地区要件の1つである「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定地域内」の要件を撤廃	19

事業名	ページ
防災集団移転促進事業【行政経費：補助】	
・災害が発生した地域から安全な地域への移転を促進するため、合算限度額について、物価上昇等を考慮した実勢価格に応じて見直し	21
・地方公共団体が移転先の空き地や空き家を取得することなく、移転者が移転先へ移転することを可能とする運用を試行的に実施	21
都市再生コーディネート等推進事業【公共：補助】	
・事前防災まちづくりのために行うコーディネート支援について、事前復興まちづくり計画及びその他法定計画に防災拠点を位置づけている自治体における、災害の危険性が高い区域を含む市街地を補助対象地域に追加	22
・都道府県を対象としてURが実施する事前防災まちづくりに関する研修を補助対象事業として明確化	22
国際競争拠点都市整備事業【公共：補助】	
・エネルギー・マネジメントシステムによりエネルギーの使用の合理化が図られるものとなっていることを補助対象事業の要件に追加	24
・都市再生特別措置法に基づく大臣認定を受けることなどの要件を満たす事業の場合、高度なエネルギー・マネジメントシステムを補助対象に追加	24
・既存建築物を更新・改修する際に、既存のエネルギー・ネットワークに接続する場合、公共空間の改編を要しない導管整備であることなどの要件を満たす事業を補助対象事業に追加	24
脱炭素・クールダウン都市開発推進事業【行政経費：補助】	
・都市再生特別措置法における脱炭素都市再生整備事業の大臣認定を受けた事業者による都市の脱炭素化に係る先進的な取組や、同法に基づく都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）及び都市再生整備計画区域において民間都市開発事業者等が取り組む都市の暑熱対策に係る先進的な取組の実証事業を支援する補助制度を創設	25
まちなかウォーカーブル推進事業【公共：補助・交付金】	
・まちづくりとあわせた都市の暑熱対策に資する取組に対して総合的な支援を強化するべく、基幹事業「暑熱対策事業」を創設	27
・官民連携により、既存ストックを活用しつつ、持続可能で質の高いまち・空間づくりを推進するため、基幹事業「エリア価値向上整備事業」の交付対象に「まちづくり構想・計画検討経費」を追加	31
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業【公共：補助・交付金】	
・暑熱対策に関する目標を設定し実施される緑化等の取組が、重点配分対象であることを明確化	27
集約都市形成支援事業【行政経費：補助】	
・人口減少に対応した持続可能な都市構造の方向性を示す立地適正化計画の実効性を一層高めるため、市町村域を越え、小規模自治体を含む広域で立地適正化の取組を行う場合の支援を高上げ（1/2→人口10万人以下かつ人口減少率が20%以上の市町村の数に550万円を乗じた金額まで補助し、これを超えた分は1/2補助）	29
・令和10年度分の補助金から、人口10万人以上の地方公共団体に対する国費率を切り下げ（ただし、都市計画法に規定する都市計画の見直し提案と立地適正化計画の作成を一体的に実施する場合を除く）（1/2→1/3）	29
官民連携まちなか再生推進事業【行政経費：補助】（令和6年度第1次補正予算において明確化）	
・普及啓発事業の支援メニューについて、①全国を対象に人材を育成する取組（全国啓発型）、②課題を有する地域を対象に優れたまちづくり活動実績のある者が伴走支援する取組（地域伴走型）として明確化	31
市街地再開発事業等【公共：交付金】	
・都市再開発支援事業において、支援メニューの再編並びに限度額及び交付期間の変更を行い、市街地再開発事業等の事業初動期の検討に対して重点的かつ柔軟に支援	32
・市街地再開発事業等において、補助対象の絞り込みを行うとともに、事業マネジメントの徹底を求める。その上で、特に必要性・緊急性が高い事業に限り、想定外の事態が生じた場合に国及び地方公共団体が工事費高騰額の一部を支援する制度を創設	32
・市街地再開発事業等の補助を受けたマンションが適切に維持管理されるよう、「供給される住宅が予備認定（新築マンションを対象とした管理計画書の認定）の取得により適切な維持管理に配慮されているものであること」を要件化	—
・設計、工事監理等に係る業務報酬基準の改定（令和6年国土交通省告示8号）に伴い、市街地再開発事業等の補助対象となる設計料の規定の見直し	—
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業【公共：補助】	
・広域連合、一部事務組合等の特別地方公共団体を事業主体に追加	34
・地方公共団体への支援手法として、間接補助制度（定率1/2（地方公共団体の補助額）又は定率1/3（全体事業費）のいずれか低い額）を追加	34
・民間事業者等による3D都市モデルの活用に関する事業を支援するため、民間事業者等に対する補助制度（定率1/2（上限5,000万円））を追加	34

事業名	ページ
スマートシティ実装化支援事業【非公共：補助】	
・国が定める特定の政策テーマに関する事業に対して重点的に支援する「戦略的スマートシティ実装タイプ」（定額補助（上限5,000万円））を追加	35
・既存タイプの補助上限額を「通常タイプ」は定額補助（上限2,000万円→1,500万円）、「都市サービス実装タイプ」は定額補助（上限5,000万円→3,500万円）に見直し	35
都市安全確保促進事業【行政経費：補助】	
・都市再生安全確保計画又はエリア防災計画（以下、同計画）の作成のための協議会に対する支援を補助対象から除外	—
・同計画に係る支援の国費率を切り下げ（ただし、PLATEAUを活用する場合を除く）（1/2→1/4）	—
・同計画に基づくソフト事業に対する支援の国費率を切り下げ（1/2→1/3）	—
・同計画に基づくハード事業に対する支援の補助対象を駅周辺の公共的空間における非常用通信・情報提供施設に限定	—
事業区区域面積要件・地域要件に係る特例措置の延長【民都機構】	
・まち再生出資事業及びミゼラン支援事業の事業区区域面積要件に係る特例措置を令和8年度まで延長	—
・共同型都市再構築事業の事業区区域面積要件及び支援対象地域要件に係る特例措置を令和8年度まで延長	—
まちづくりファンド支援事業（マネジメント型）【公共：補助】	
・まちづくりファンドに対する出資者要件に金融機関の投資専門子会社を追加	—
まち再生出資事業【公共：補助】	
・「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第2条第2項第4号に掲げる施設」を支援対象に追加	—
景観改善推進事業【行政経費：補助】	
・補助対象事業の「景観計画の策定・改定に要する経費」、「景観計画の策定・改定にあつての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費」について、改定は重点地区の新規指定もしくは追加を伴うものに限定	—
・事業主体の「景観に関連のある計画等」に「景観法に基づく景観計画」を新たに追加	—
防災・省エネまちづくり緊急促進事業【公共：補助・交付金】	
・事業期限の5年延長に加え、長期優良住宅認定基準相当（非住宅については同等の基準）への適合等の必須要件の強化、選択要件の強化・拡充等の見直し	—
暮らし・にぎわい再生事業【公共：交付金】	
・設計、工事監理等に係る業務報酬基準の改定（令和6年国土交通省告示8号）に伴い、暮らし・にぎわい再生事業の補助対象となる設計料の規定の見直し	—
社会課題対応型都市公園機能向上促進事業【公共：補助】	
・対象テーマである、「ユニバーサルデザイン化」、「ストック効果の向上」の採択は令和7年度までの時限措置化	—

VI. 令和7年度 都市局関係 税制改正概要

2027年国際園芸博覧会

○2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置

2027年に横浜で開催される国際園芸博覧会の円滑な準備及び開催に資するよう、公式の参加者に対する非課税措置等を講じる。

- 【所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税・事業所税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税・国有資産等所在市町村交付金・自動車税・軽自動車税】
- ・以下の事項に対する非課税措置等を講じる。
 - 公式の参加者、博覧会協会等が取得・所有する展示施設等【固定資産税等】
 - 公式の参加者等が輸入して使用する車両【自動車税等】
 - 公式の参加者やその職員が得る寄附金、給与等の所得【所得税・法人税等】

まちづくりGX

○脱炭素都市再生整備事業を促進するための民間都市開発推進機構の金融支援業務に係る特例措置の拡充

都市の脱炭素化を一層促進するために拡充された民間都市開発推進機構の支援業務について、収益事業の範囲から除外する措置を講じる。

- 【法人税・法人住民税・事業税・事業所税】
- ・改正都市再生特別措置法に基づき拡充※された、脱炭素都市再生整備事業に対する支援業務についても、従来と同様に民間都市開発推進機構の収益事業の範囲から除外する措置を講じる。
- ※緑地等管理効率化設備、再生可能エネルギー発電設備等を追加

安全・安心、防災・減災・復興まちづくり

○災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長

防災移転について一層の支援の充実を図るため、市町村がコーディネートして策定した防災移転支援計画に基づき、災害ハザードエリアからの移転先※として取得する土地建物に係る特例措置を2年間延長する。（～令和9年3月31日）

※都市機能誘導区域内（施設）又は居住誘導区域内（住宅）

- 【不動産取得税】
- ・課税標準から1/5を控除
- ※別途、登録免許税に係る特例あり（～令和8年3月31日）

コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展

○市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の延長

民間主体による都市の低未利用地の活用を推進し、都市における良好な生活環境の形成を図るため、認定市民緑地の用に供する土地に対する特例措置を2年間延長する。（～令和9年3月31日）

- 【固定資産税・都市計画税】
- ・課税標準を3年間、1/2～5/6の範囲内において市町村の条例で定める割合とする（参酌基準2/3）

地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化

○市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長

市街地再開発事業の円滑な推進を図るため、従前権利者が取得した施設建築物に係る税額の減額措置（5年間）を2年間延長する。（～令和9年3月31日）

- 【固定資産税】
- ①住宅で居住用部分の床面積が50㎡以上280㎡以下である家屋
 - ・居住用部分：税額の2/3を減額
 - ・非居住用部分：税額の1/3※を減額
 - ②住宅以外の家屋：税額の1/3※を減額
- ※第一種市街地再開発事業の施行に伴うものは1/4を減額

○関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長

関西文化学術研究都市において整備される研究施設に係る特別償却制度の適用期限を2年間延長する。（～令和9年3月31日）

- 【法人税】
- ・研究所用の施設の取得等に必要な資金の額が4.5億円以上の場合
 - 建物及び附属設備 特別償却率 6/100
 - 機械及び装置（取得価格400万円以上） 特別償却率 12/100

VII. 参考資料

(近年の制度改正・トピックス)

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律	43
2. 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律	47
3. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン	48
4. 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）	49
5. 都市緑地法等の一部を改正する法律	51

(都市行政の主な政策ツール等)

6. コンパクト・プラス・ネットワーク	53
7. 都市再生制度	55
8. まちなかウォークابل	57
9. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進	59
10. スマートシティ	65
11. 都市公園の種類と現況	66
12. 主要な国際会議	67

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(1) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律【概要】

＜令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行＞

背景・必要性

○頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題

○こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を向上させることが必要

⇒ 安全で魅力的なまちづくりの推進が必要

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

法律の概要

安全なまちづくり【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

○開発許可制度の見直し

- 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
- 市街化調整区域の災害イエローゾーンにおける住宅等の開発を抑制

○住宅等の開発に対する勧告・公表

- 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

○市町村による移転計画制度の創設

- 災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援する（（予算）防災集団移転の戸数要件の緩和（10戸→5戸）など住宅、病院等の移転に対する支援）ための計画を作成

災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外

＜災害レッドゾーン＞
・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
・土砂災害特別警戒区域
・地すべり防止区域
・急傾斜地崩壊危険区域
＜災害イエローゾーン＞
災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア（浸水ハザードエリア等）

- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成

⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

魅力的なまちづくり【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進 *都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画

○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出
例）公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供
（（予算）公共空間リノベーションへの交付金等による支援
（税制）公共空間を提供した民間事業者への固定資産税等の軽減）

- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

- 都市再生推進法人*のコーディネートによる道路・公園の占用
手続の円滑化
*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）
（（予算）官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
（（予算）都市再生推進法人への低利貸付による支援）

居住エリアの環境向上

○日常生活の利便性向上

- 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設

○都市インフラの老朽化対策

- 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
⇒改修に要する費用について都市計画税の充当等



駅前のトランジットモール化、広場整備など歩行者空間の創出

【目標・効果】

○「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現

（KPI）防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）（2021年～2025年〔2021年：100件 ↗ 2025年：600件〕）

○多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現

（KPI）「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

都市計画法、都市再生特別措置法

(2) 頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」

＜令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行＞

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりを推進する。

災害ハザードエリアにおける規制〔各法※による区域の指定と行為規制〕

<災害レッドゾーン>

⇒建築物の建築に関して行為規制あり

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・地すべり防止区域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・浸水被害防止区域 ※R3年法改正により追加
- ・急傾斜地崩壊危険区域

※建築基準法・地すべり等防止法・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律・特定都市河川浸水被害対策法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律・水防法

<災害イエローゾーン>

⇒建築物の建築に関して行為規制なし

- ・土砂災害警戒区域
- ・浸水想定区域（洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る。）

連携

◆立地適正化計画と防災との連携強化

（誘導による防災まちづくり）

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
- 立地適正化計画の誘導区域内に存在する災害リスクに対応する防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成
- 避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等

◆都市計画法による開発抑制（開発許可の見直し）

<災害レッドゾーン>

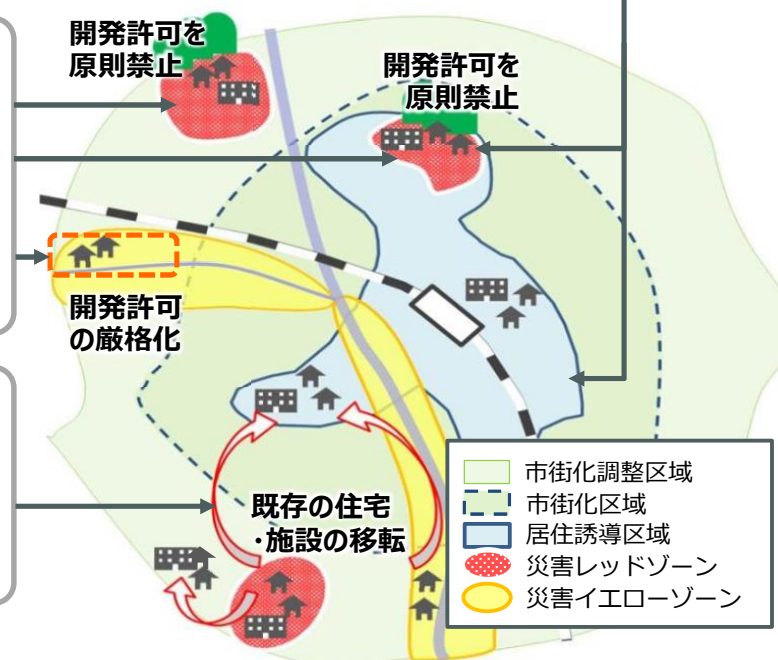
- 都市計画区域全域で、自己用以外の住宅・業務用施設に加え、自己の業務用施設の開発を原則禁止（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）

<災害イエローゾーン>

- 市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

◆災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による防災移転支援計画（居住誘導区域等権利設定等促進計画）の作成
- 市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きを代行 等
- ※上記の法制上の措置とは別に、防災集団移転促進事業等を活用した予算上の措置にて移転の促進を支援



1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

都市再生特別措置法

(3) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出による「魅力的なまちづくり」

＜令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行＞

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けた計画の策定・共有

- ・市町村都市再生協議会*の構成員として、官民の多様な関係者を追加することを可能に*
(まちづくりの主体である市町村等が、地域の実情に応じ、どのような者を構成員として追加するかを判断)

*市町村都市再生協議会：都市再生整備計画（市町村が作成するまちづくりのための計画）
の策定・実施等に関し必要な協議を行う場

*協議会構成員に追加することができる者として、公共交通事業者、公共施設管理者、公安委員会
その他まちづくり計画に密接な関係を有する者を明記

- ・市町村が都市再生整備計画を策定し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり
のための取組を位置づけ

〔予算〕 官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援



計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- ・市町村等による
歩行者滞在空間
の創出（街路の
広場化等）



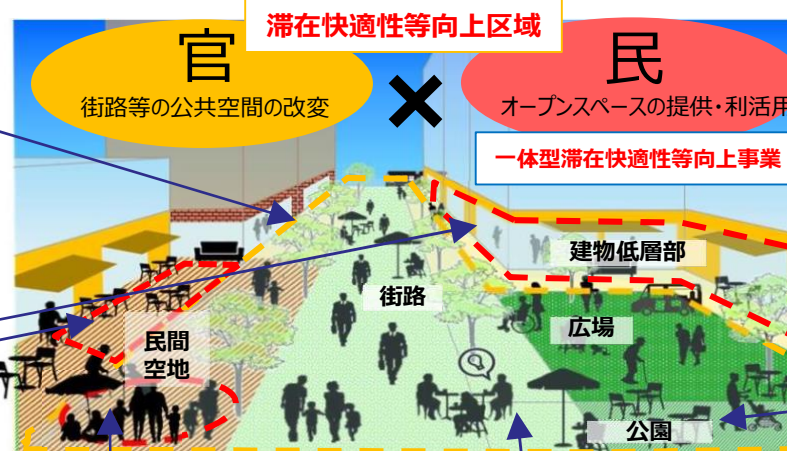
〔予算〕 交付金等による支援

- ・民間事業者等により、市町村の取
組みと併せて実
施される民地の
オープンスペース
化（①）や建物
低層部のオープン
化等（②）



〔税制〕 固定資産税等の軽減
〔予算〕 補助金による支援

- ・都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのため
の取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援



- ・駐車場の出入口
の設置を制限
(メインストリート
側ではなく裏道側
に駐車場の出入
口を設置)



- ・民間事業者が公
園管理者と締結
する協定に基づき、
公園内にカフェ・売
店等を設置

- ・都市再生推進法人*がまちづくり活動の一環として、ベン
チの設置、植栽等により交流・滞在空間を充実化

*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまち
づくり活動を行う法人（市町村が指定）

〔金融〕 低利貸付による支援



- ・イベント実施時などに都市再生推進法人が
道路・公園の占用手続を一括して対応

【都市再生特別措置法】

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法

(4) 居住エリアの環境向上等による「魅力的なまちづくり」

＜令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行＞

○ 居住エリアの環境向上、老朽化した都市インフラの改修を図るための都市計画制度の見直しや各種支援制度により、豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりと民間都市開発を推進。

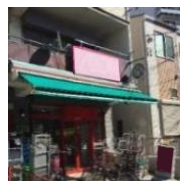
◆居住エリアにおける病院、店舗等の立地の促進（用途制限の緩和等）

- 市町村が、都市計画において、居住誘導区域内に「居住環境向上用途誘導地区」を定めることにより、病院、店舗等の日常生活に必要な施設（生活利便施設）について容積率、用途制限の緩和を可能とすることで、これらの施設の立地を促進

＜制度活用の例＞

- 住宅地の徒歩圏内に、生活利便施設の立地を促進

【生活利便施設の例（イメージ）】



都市型スーパーマーケット



病院

【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

◆都市農地の保全・活用（新たな地区計画制度）

- 農業と調和した良好な居住環境を確保するための新たな地区計画制度（地区計画の記載事項に農地の保全に関する事項を追加し、条例により農地の開発行為等を許可制とする仕組み）とそれに伴う税制特例（相続税・贈与税の納税猶予等）



【都市計画法】

◆老朽化した都市インフラの計画的改修（都市計画税の充当）

- 高齢化の進展等を踏まえ、豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりを推進するためには、バリアフリー化など、老朽化した都市施設の改修が必要

- 居住誘導区域・都市機能誘導区域における都市インフラの計画的改修を推進するため、市町村が立地適正化計画に都市インフラの改修事業を記載し、都道府県知事の同意等を得ることにより、都市計画税の充当を可能とする仕組みを創設

（参考）全国市長会議決定提言（R1.6.12）

都市計画施設等の改修・更新を円滑に推進するため、都市計画法第59条の許可または承認に関する事務を簡素化すること。

【都市再生特別措置法】

2. 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 (流域治水関連法)

〈令和3年5月10日公布 令和3年7月15日、11月1日施行〉

- 流域治水の取組の一環として、災害リスクを踏まえた移転促進やまちなかの安全対策等を更に強化し、防災・減災が主流となるまちづくりを推進。

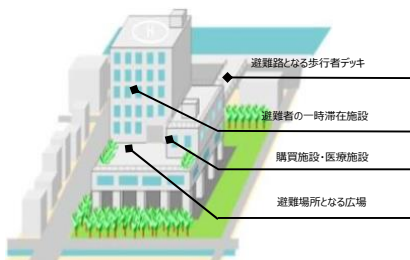
流域治水関連法 都市局関係改正内容

◆市街地の安全性の強化

【災害時の避難先となる拠点の整備】

水災害等の発生時に
住民などの避難・滞在の拠点となる施設
(ホール、スーパー、病院等)を
都市計画に位置付け、
一体の施設として計画的に整備

【都市計画法】



歩行者デッキ
歩行者デッキで高層階や堤防と連結し、移動経路を確保



避難者の一時滞在施設
浸水時の避難者の一時滞場所を確保



避難場所となる広場
屋上の広場は浸水時に一時避難場所として活用

【地区単位の浸水対策の推進】

- 1 敷地の高上げや住宅の居室の高床化を地区単位でルール化することを可能に
- 2 防災の観点から必要な避難施設・避難路や雨水貯留浸透施設を地区計画に位置付けることで、その整備を担保

【都市計画法】



高床化



避難施設



雨水貯留浸透施設

◆危険なエリアからの移転の促進

(防災集団移転促進事業の拡充)

- 1 移転の対象となるエリア(移転促進区域)の要件を拡充

【現行の移転促進区域】

災害が発生した地域
災害危険区域

【追加する移転促進区域】

浸水被害防止区域
地すべり防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害特別警戒区域



- 2 事業の担い手を都道府県・URに拡充
- 3 事業による住宅団地の整備に併せて移転する要配慮者施設の土地について、その整備費を支援対象に追加。

【防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律】

◆グリーンインフラの活用 【都市部の緑地の保全】

特別緑地保全地区の指定の対象となる緑地として雨水貯留浸透能力の高い緑地を追加



今回新たに特別緑地保全地区として追加する雨水貯留浸透能力の高い緑地のイメージ

【都市緑地法】

3. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要】

概要

＜令和3年5月公表＞

- 近年、激甚な水災害が全国各地で発生し、今後、気候変動の影響による降雨量の増加等により、さらに頻発化・激甚化することが懸念されることから、河川整備等と防災まちづくりの総合的・重層的な取組により、水災害に強いまちづくりを目指すことが必要。
- このような状況を受け、国土交通省（事務局：都市局、水管理・国土保全局、住宅局）は「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会を設置し、令和2年8月に提言をとりまとめ。提言に基づき、令和3年5月に、水災害ハザード情報の充実や防災まちづくりを進める考え方・手法を示す「**水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン**」を作成。
- 地方公共団体の治水、防災、都市計画、建築等の各分野の担当部局が、これまで以上に連携を深め、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組んでいけるよう、本ガイドラインを周知し、支援。
- 本ガイドラインの内容は、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりについて、現時点で妥当と思われる基本的な考え方を整理したもの。今後、各地域での取組を通じて得られた知見を随時反映し、法制度の改正等も踏まえ、必要に応じて見直し、充実。

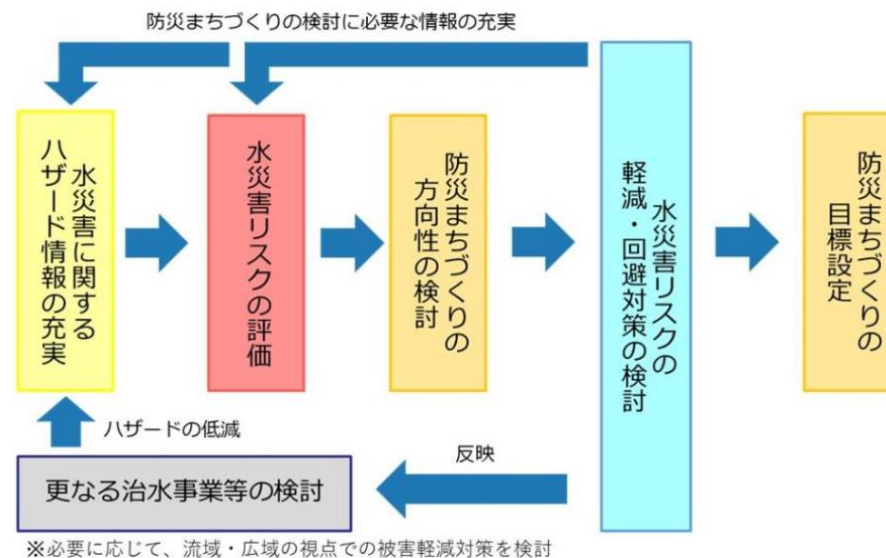
ガイドラインの全体像

取組主体：

市町村（主な実施者）、国及び都道府県（重要な協力者）を想定。

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの全体の流れ

- ① ハザード情報を整理し、防災まちづくりの検討に必要なハザード情報を充実。
 - ② ハザード情報、ハザードを被る人命・財産等の分布、被害の受けやすさをもとに、地域ごとに水災害リスクを評価。
 - ③ 水災害リスクを踏まえて防災まちづくりの方向性を検討。
 - ④ 水災害リスクの評価内容に応じて、当該リスクを軽減又は回避する対策を検討し、防災まちづくりの目標を設定。
- 新たなハザード情報が必要となった場合には、情報をさらに充実。まちづくりにおける対策では地域の水災害リスクの軽減に限界がある場合には、治水部局において、水災害ハザードを軽減させるために更なる治水対策等の取組を検討。
 - 防災まちづくりの推進に当たっては、流域全体のリスク分担のあり方の検討など、流域・広域の観点からの連携が必要。



防災まちづくりの検討の流れ

4. 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）①

＜令和4年5月27日公布 令和5年5月26日施行＞

背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）

制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
（一部の地方公共団体では**条例**を制定して対応）



死者28名、住宅被害98棟

R3.7 静岡県熱海市



廃棄された土石の崩落

死者1名、重傷者1名、住宅被害1棟

H21.7 広島県東広島市

廃棄された土石の崩落
軽傷者1名、県道通行止め

R3.6 千葉県多古町



危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、**「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“**盛土規制法**” ※ 国土交通省・農林水産省による**共管法**とし、両省が緊密に連携して対応。

1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**
⇒市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定
- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可**の対象に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化**
- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る

2. 盛土等の安全性の確保

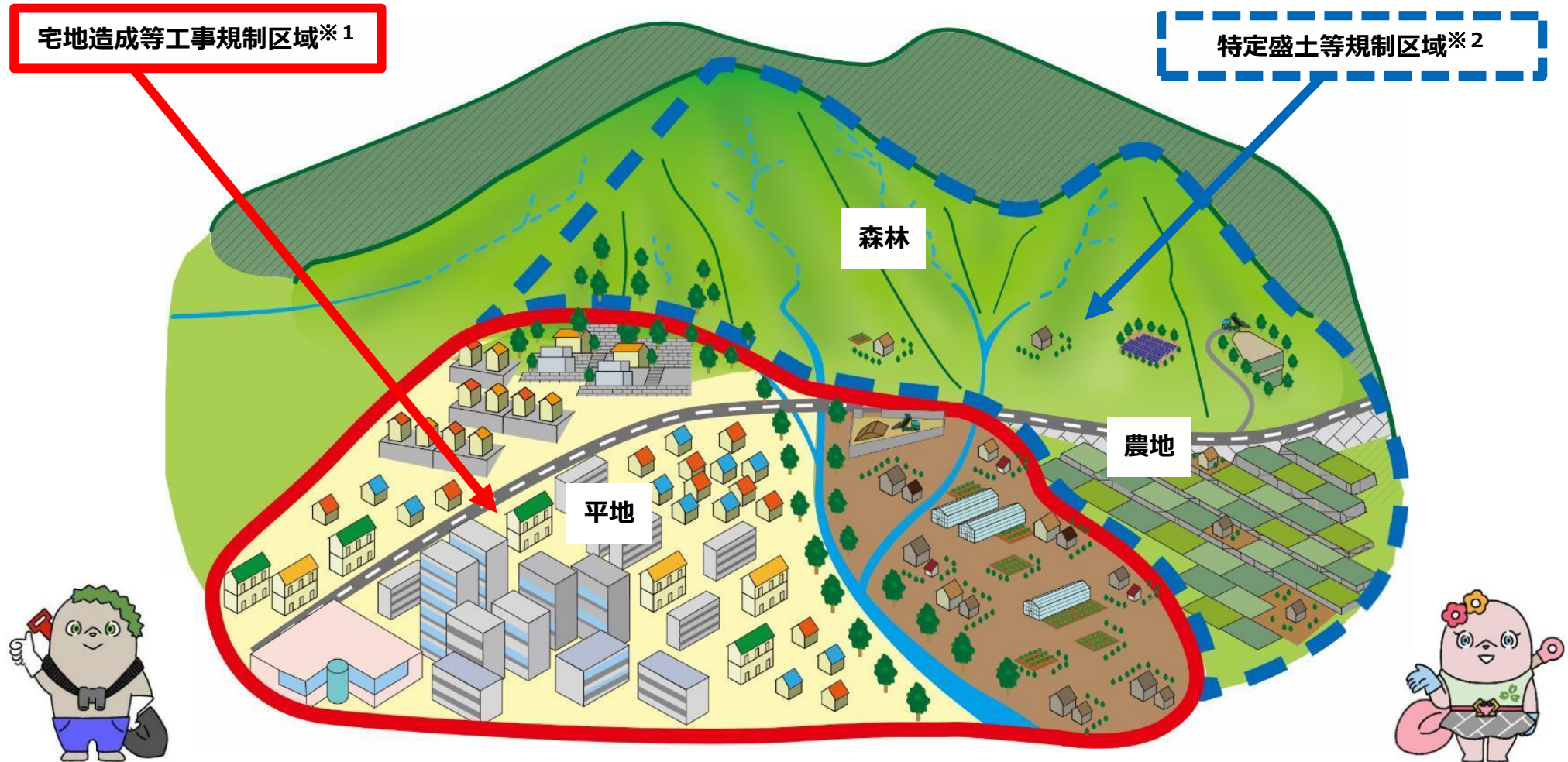
- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**
- 中間検査完了検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、**①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施**

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**
※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

4. 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）②

【 盛土規制法による規制区域のイメージ 】



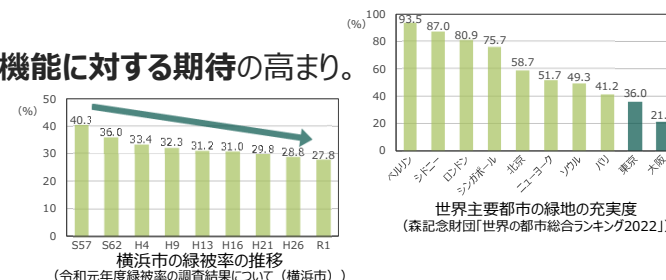
- ※1 宅地造成等工事規制区域：市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
- ※2 特定盛土等規制区域：市街地や集落等からは離れるものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

5. 都市緑地法等の一部を改正する法律

<令和6年5月29日公布、11月8日施行>

背景・必要性

- 世界と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向。
- 気候変動対応、生物多様性確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり。
- ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大。
- 緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保に取り組む必要があるが、
 - ・地方公共団体において、財政的制約や緑地の整備・管理に係るノウハウ不足が課題。
 - ・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的。
- また、都市における脱炭素化を進めるためには、エネルギーの効率的利用の取組等を進めることも重要。



法律の概要

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

①国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】

- ・国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定。
- ・都道府県が都市における緑地の保全等に関する広域計画を策定。

②都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】

- ・都市計画を定める際の基準に「自然的環境の整備又は保全の重要性」を位置付け。

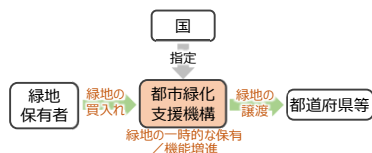
2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

①緑地の機能維持増進について位置付け【都市緑地法】

- ・緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備を「機能維持増進事業」として位置付け。
※緑地の保全のため、建築行為等が規制される地区
- ・特別緑地保全地区※で行う機能維持増進事業について、その実施に係る手続を簡素化できる特例を創設。<予算>（実施に当たり都市計画税の充当が可能）

②緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法・古都保存法・都開資金法】

- ・都道府県等の要請に基づき特別緑地保全地区等内の緑地の買入れや機能維持増進事業を行う都市緑化支援機構の指定制度を創設。<予算・税制>



3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

①民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設【都市緑地法・都開資金法】

- ・緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する指針を国が策定。
- ・民間事業者等による緑地確保の取組を国土交通大臣が認定する制度を創設。<予算>
- ・上記認定を受けた取組について都市開発資金の貸付けにより支援。



民間事業者による緑地創出の例（千代田区）



②都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設【都市再生特別措置法】

- ・緑地の創出や再生可能エネルギーの導入、エネルギーの効率的な利用等を行う都市の脱炭素化に資する都市開発事業を認定する制度を創設。
- ・上記認定を受けた事業について民間都市開発推進機構が金融支援。<予算>

5. 都市の暑熱対策

- 改正都市緑地法の施行による緑地保全・緑化推進をはじめ、暑いなかでもより快適に過ごせる環境を創出するべく、「都市のクールダウン」の取り組みについて対策の検討から社会実験、施設整備まで広く支援。

①官民での緑地の保全・緑化の推進

⇒改正都市緑地法の施行 等



②都市構造・建築物の空間配置の工夫 (風の道や排熱環境)

⇒ガイドライン・3Dシミュレーションによる検討



③大規模再開発等に合わせた暑熱対策

⇒環境貢献の取組みとして評価 等

④まちなかでのクールスポットの創出

⇒予算支援 等



官・民によるクールスポット創出を地域ごとに支援

6. コンパクト・プラス・ネットワーク

- 平成26年から生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し、公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組を進めている。

都市を取り巻く状況

- 人口減少・高齢者の増加
- 拡散した市街地
- 頻発・激甚化する自然災害



○ 都市の生活を支える機能の低下

- ・ 医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難
- ・ 公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

○ 地域経済の衰退

- ・ 地域の産業停滞、企業撤退
- ・ 低未利用地や空き店舗の増加

○ 厳しい財政状況

- ・ 社会保障費の増加
- ・ インフラの老朽化対応

○ 都市部での甚大な災害発生

- ・ 被害額の増加、都市機能の喪失

コンパクトシティ

立地適正化計画

改正都市再生特別措置法
(平成26年8月1日施行)

○ 都市機能誘導区域

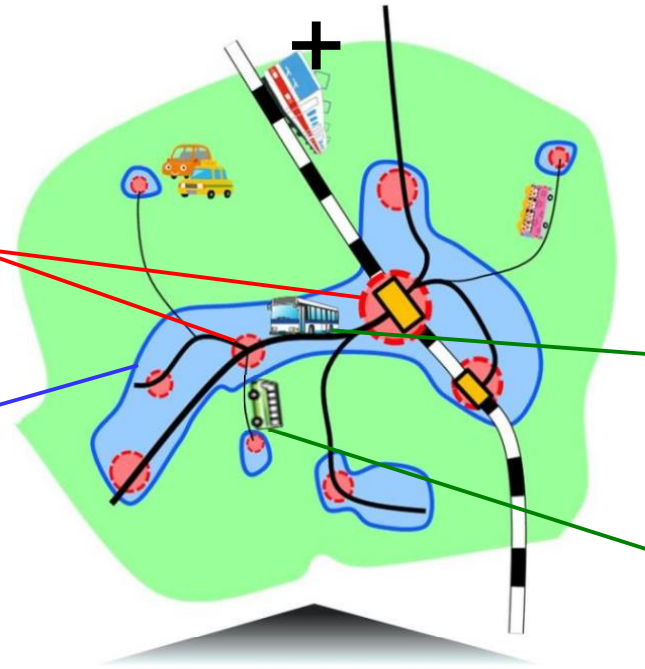
生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設（福祉・医療等）を設定

○ 居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

計画策定や都市機能の集約につながる施設整備に対し、

- ・ コンパクトシティ形成支援事業、
- ・ 都市構造再編集中支援事業等で支援



ネットワーク

地域公共交通計画

改正地域公共交通活性化再生法
(令和5年10月1日施行)

地方公共団体が中心となった地域公共交通ネットワークの形成の促進

○ 地域公共交通利便増進実施計画

- ・ 路線等の見直し
- ・ 等間隔運行、定額制乗り放題運賃等のサービスを促進 等

○ 地域旅客運送サービス継続実施計画

地域公共交通の維持が困難な場合に、地方公共団体が関係者と協議の上、公募により新たなサービス提供者を選定

関係省庁で構成されたコンパクトシティ形成支援チーム（2015.3設置）等により、省庁横断的に市町村の取組を支援

令和6年7月31日までに立地適正化計画を作成・公表の都市(黒字:585都市)。うち、防災指針を作成・公表の都市(黒太字◎:321都市)。都市機能誘導区域のみ設定した都市(斜字:2都市)

凡例	
〇〇市	立地適正化計画を 作成・公表済み
〇〇市◎	防災指針を含む 立地適正化計画を 作成・公表済み
〇〇市	立地適正化計画を 作成中・作成予定

7. 都市再生制度

都市再生特別措置法に基づき、

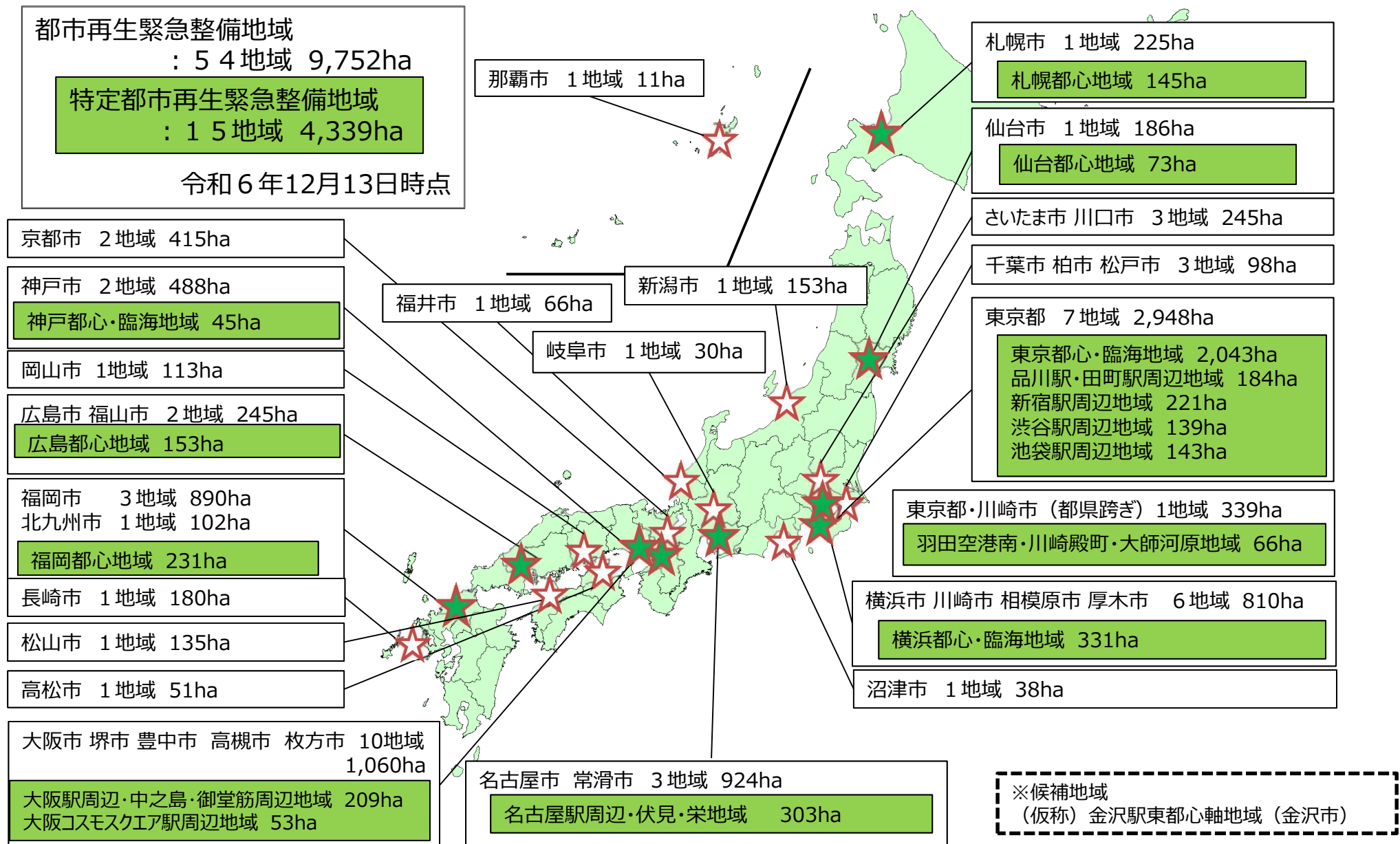
- 都市再生緊急整備地域において、民間の優良ストック形成を重点的に支援。
- 全国の都市で、都市再生整備計画に基づき公共公益施設整備などまちづくりを総合的に支援。

一定規模の民間プロジェクトが見込まれる区域	
都市再生を推進すべき地域を政令指定： 都市再生緊急整備地域 (54地域) 特定都市再生緊急整備地域 (15地域)：特に都市の国際競争力の強化	
法制上の支援措置 (都市計画等の特例)	財政支援
・都市再生特別地区 (131地区) 容積率・高さ・用途等の制限緩和 ・都市再生事業に係る認可等の迅速化 ・都市計画提案制度 (94件)	・国際競争拠点都市整備事業(特定地域のみ) 道路や鉄道施設等の重要インフラ、エネルギー導管の整備等 ・官民連携まちなか再生推進事業 官民の様々な人材が集積するプラットフォームの構築と、未来ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援 ・都市安全確保促進事業 計画策定及び計画に基づく備蓄倉庫等の整備
民間都市再生事業計画の認定 (166計画)	
金融支援 民間都市開発推進機構によるメザニン支援 税制支援 建物取得時の不動産取得税に係る特例措置 等	

全国の都市区域	
都市再生整備計画〔市町村が作成〕に基づく各種支援 (これまで1,122市町村、3,783地区に支援)	
財政支援	
・都市構造再編集中支援事業※¹及び社会資本整備総合交付金※²などにより、まちづくりを財政的に支援 - 道路や公園、広場等のハード事業 各種調査や社会実験等のソフト事業 等	
※ ¹ 立地適正化計画を策定していることが支援要件となります。 ※ ² 立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している等持続可能な都市づくりを進めていることが支援要件となります。	
民間都市再生整備事業計画の認定 (52計画)	
金融支援 民間都市開発推進機構によるメザニン支援・まち再生出資	

※令和6年12月13日現在（都市再生特別地区、都市計画提案制度の件数については令和6年9月30日現在）

7. 都市再生緊急整備地域

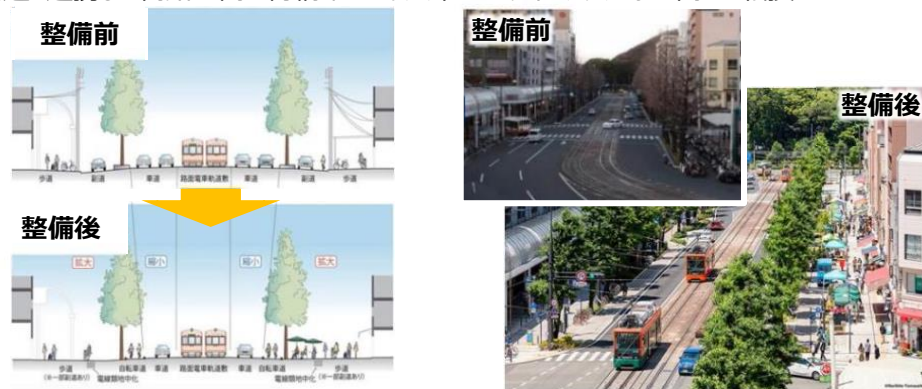


8. まちなかウォーカブル

- 車から人中心の空間へと転換を図り、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進するため、公共空間の再編・利活用による滞在環境の向上に資する取組を法律・予算・税制（官民連携まちなか再生推進事業、まちなかウォーカブル推進事業、ウォーカブル推進税制等）により重点的・一体的に支援。
- ウォーカブルの考え方に共鳴するウォーカブル推進都市、ウォーカブル区域（滞在快適性等向上区域）設定都市は年々増加。全国的に取組事例も増えている。
- また、ウォーカブルなまちなか空間創出の全国的な展開を支援するため、マチミチ会議※による知見の共有等を実施。

街路空間再構築の事例（松山市）

沿道と連携した街路空間の再構築により人中心のウォーカブルな空間へと転換



駅前広場再構築の事例（大阪市）

タクシープールだった駅前広場を憩いや賑わい空間として利活用できる「広場」に転換



歩行空間化・オープンカフェ化の事例（千代田区）

時間帯に応じた街路空間の使い分けとともに、エリアマネジメントによる運営管理



ウォーカブル推進都市・マチミチ会議

■都市数推移



■マチミチ会議の様子



■ウォーカブルポータルサイト（情報提供webサイト）



※「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり推進のため、全国の街路・まちづくり担当者等が一堂に会し、担当者間の知見・ノウハウの共有等を図る会議（平成30年度より開催）。
まちなかづくりに関心がある地方公共団体職員や民間事業者、学術研究機関等で構成されている（地方公共団体職員：約1,200名 民間事業者、学術研究機関等：約800名 R6.12現在）。

8. ウォーカブル推進都市一覧

○ **383都市**がウォーカブルの考え方に共鳴し、政策実施のパートナーとして、ともに具体的な取組を進めている。(令和6年12月31日時点)
 ○ **119市区町村**がウォーカブル区域(滞在快適性等向上区域)を設定。(令和6年12月31日時点)

令和6年12月末までに、都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域を設定した市区町村(既に都市再生整備計画の期間が終了した市区町村を含む)：

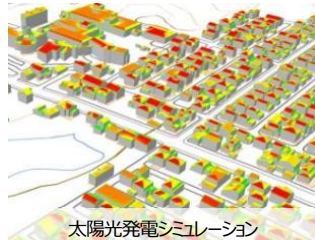
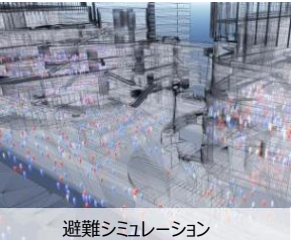
北海道	湯沢市	足利市	鶴ヶ島市	大田区	三浦市	松本市	豊橋市	彦根市	阪南市	津和野町	多度津町	熊本市	高鍋町
札幌市	鹿角市	小山市	日高市	世田谷区	厚木市	上田市	岡崎市	長浜市	熊取町	岡山市	愛媛県	荒尾市	川南町
函館市	由利本荘市	那須塩原市	ふじみ野市	渋谷区	大和市	岡谷市	一宮市	草津市	神戸市	倉敷市	松山市	菊池市	都農町
旭川市	山形県	下野市	白岡市	中野区	新潟県	諏訪市	瀬戸市	守山市	姫路市	高梁市	大洲市	南関町	高千穂町
室蘭市	山形県	上三川町	美里町	杉並区	新潟市	小諸市	半田市	東近江市	尼崎市	広島県	内子町	益城町	鹿児島県
釧路市	山形市	群馬県	上里町	豊島区	長岡市	茅野市	春日井市	愛荘町	西宮市	広島市	高知県	あさぎり町	鹿児島市
千歳市	福島県	前橋市	宮代町	北区	三条市	佐久市	刈谷市	京都市	芦屋市	呉市	高知市	大分県	指宿市
北広島市	福島県	館林市	杉戸町	荒川区	加茂市	岐阜市	豊田市	長岡京市	伊丹市	竹原市	南国市	大分県	薩摩川内市
黒松内町	福島市	埼玉県	松伏町	練馬区	見附市	岐阜市	安城市	八幡市	加古川市	三原市	四万十市	大分市	霧島市
栗山町	会津若松市	埼玉県	千葉市	足立区	上越市	大垣市	蒲郡市	南丹市	西脇市	尾道市	福岡県	別府市	南さつま市
沼田町	郡山市	埼玉県	木更津市	八王子市	南魚沼市	高山市	犬山市	久御山町	加西市	福山市	北九州市	中津市	始良市
東神楽町	白河市	埼玉県	松戸市	武蔵野市	富山県	関市	新城市	大阪府	新温泉町	府中市	福岡市	日田市	中種子町
上士幌町	須賀川市	埼玉県	野田市	三鷹市	富山市	美濃加茂市	東海市	大阪府	奈良県	東広島市	久留米市	佐伯市	沖縄県
青森県	棚倉町	埼玉県	習志野市	府中市	高岡市	各務原市	大府市	堺市	大和郡山市	山口県	飯塚市	臼杵市	うるま市
青森市	茨城県	茨城県	柏市	調布市	石川県	静岡県	知多市	堺市	桜井市	下関市	田川市	津久見市	
弘前市	水戸市	飯能市	市原市	町田市	金沢市	浜松市	知立市	岸和田市	生駒市	宇都市	柳川市	竹田市	
八戸市	日立市	本庄市	流山市	東村山市	小松市	沼津市	尾張旭市	豊中市	宇陀市	山口市	春日市	豊後高田市	
黒石市	土浦市	東松山市	八千代市	国分寺市	加賀市	熱海市	三重県	池田市	田原本町	防府市	大野城市	杵築市	
五所川原市	石岡市	春日部市	酒々井町	福生市	能美市	三島市	津市	吹田市	上牧町	長門市	古賀市	宇佐市	
十和田市	下妻市	上尾市	白子町	狛江市	野々市市	島田市	四日市市	泉大津市	王寺町	周南市	うきは市	豊後大野市	
むつ市	笠間市	草加市	長柄町	武蔵村山市	福井県	富士市	伊勢市	高槻市	和歌山県	徳島県	糸島市	川崎町	
岩手県	戸田市	戸田市	東京都	多摩市	福井市	焼津市	松阪市	貝塚市	和歌山市	徳島市	川崎市	国東市	
盛岡市	つくば市	入間市	東京都	稲城市	敦賀市	掛川市	桑名市	枚方市	鳥取県	阿南市	佐賀県	日出町	
花巻市	ひたちなか市	朝霞市	千代田区	神奈川県	大野市	藤枝市	鈴鹿市	茨木市	鳥取市	美波町	佐賀市	玖珠町	
宮城県	常陸大宮市	志木市	中央区	神奈川県	横浜市	あわら市	名張市	八尾市	米子市	香川県	武雄市	宮崎県	
仙台市	那珂市	和光市	港区	横浜市	川崎市	越前市	名張市	富田林市	倉吉市	高松市	基山町	宮崎市	
石巻市	小美玉市	久喜市	新宿区	相模原市	相模原市	山梨県	亀山市	河内長野市	境港市	丸亀市	上峰町	宮崎市	
塩竈市	茨城県	北本市	台東区	鎌倉市	鎌倉市	甲府市	熊野市	羽曳野市	島根県	坂出市	長崎県	日南市	
柴田町	大洗町	三郷市	墨田区	藤沢市	小田原市	長野県	伊豆の国市	門真市	松江市	善通寺市	長崎市	小林市	
秋田県	境町	蓮田市	品川区	藤沢市	小田原市	長野県	愛知県	高石市	大田市	観音寺市	佐世保市	西都市	
秋田市	栃木県	坂戸市	品川区	小田原市	長野県	愛知県	滋賀県	東大阪市	江津市	宇多津町	熊本県	三股町	
横手市	宇都宮市	幸手市	目黒区	逗子市	長野県	名古屋	大津市	大阪狭山市				綾町	

※ 神栖市(茨城県)、奈良市(奈良県)については、ウォーカブル推進都市ではないが、滞在快適性等向上区域を設定している。

合計 383都市

9. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

- **Project PLATEAU（プラトー）** は、スマートシティをはじめとしたまちづくりのデジタルトランスフォーメーションを進めるため、そのデジタル・インフラとなる3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進する国土交通省のプロジェクト。
- 国の取組として**標準データモデルの策定**や**先進技術を活用したユースケース開発**を進めるとともに、**地方公共団体におけるデータ整備やユースケースの社会実装を支援**。
- また、**オープンデータを活用した新たなビジネスやイノベーションの創出**のため、データ利用環境の改善（API配信、SDK開発等）、データハンドリング・チュートリアルの実施、ハッカソン・ピッチイベントの開催等を実施。
- これらの取組により、**3D都市モデルの持続可能な整備・活用・オープンデータ化のエコシステム構築**を行い、社会変革やサービス創出を目指す。

令和2・3年度取組	令和4・5年度取組	令和6・7年度取組	令和8年度～
標準モデルの開発 国際標準を採用し、約60都市のプロトタイプデータを整備、オープンデータ化。  3D都市モデル（札幌周辺）	地方公共団体による3D都市モデルの社会実装 地方公共団体によるデータ整備・更新、活用、オープンデータ化等の3D都市モデルの社会実装を支援。  農業用ドローンの運航計画（北海道更別村）  VR浸水シミュレーション（熊本県玉名市）	エコシステムの構築 企業、コミュニティ、地方公共団体等の多様な主体の取組を後押し、整備・活用・オープンデータ化が自律的に発展していく「エコシステム」の本格構築を行う。  PLATEAU コンソーシアム  デジタル・ケイパビリティの向上	デジタルツインの本格的な社会実装 → EBPMに基づく課題解決や新サービス創出による経済成長に貢献 ● 持続的なデータ更新
活用事例の初期開発 3D都市モデルの政策活用や民間サービス創出の手法を試行的に開発。  太陽光発電シミュレーション	国による技術開発/リーディングケース創出 標準データモデルの拡張、先進的なユースケースの技術検証、民間市場形成支援等を国のプロジェクトとして実施。  インフラマネジメント効率化  避難シミュレーション	ユースケースの社会実装 これまで開発してきたユースケースの汎用化を行い、全国各地での3D都市モデルを活用した新たなサービスやソリューションの社会実装を図る。  XRを活用した市民参加型まちづくり  開発許可の適地診断・申請システム	● 整備都市の拡大【令和9年度までに500都市目標】 ● まちづくりDXの実現 ● BIM、不動産ID等とのデータ連携強化

9. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

3D都市モデル整備都市リスト（太字は令和6年度新規整備予定の都市）

■ 令和5年度末までに約200都市（市町村）で整備。令和6年度末には約250都市を目指す。

北海道	春日部市	調布市	厚木市	磐田市	三重県	鳥取県	福岡県
札幌市	越谷市	町田市	箱根町	焼津市	四日市市	鳥取市	北九州市
室蘭市	蕨市	小金井市	新潟県	掛川市	伊勢市	米子市	福岡市
更別村	戸田市	小平市	新潟市	藤枝市	熊野市	境港市	大牟田市
青森県	志木市	日野市	長岡市	御殿場市	滋賀県	日吉津村	久留米市
むつ市	新座市	東村山市	加茂市	袋井市	長浜市	島根県	飯塚市
岩手県	久喜市	国分寺市	上越市	下田市	京都府	松江市	宗像市
盛岡市	八潮市	国立市	富山県	裾野市	京都市	益田市	古賀市
宮古市	富士見市	福生市	高岡市	湖西市	大阪府	隠岐の島町	うきは市
宮城県	三郷市	狛江市	石川県	伊豆市	大阪市	岡山県	筑前町
仙台市	蓮田市	東大和市	金沢市	御前崎市	堺市	岡山市	佐賀県
秋田県	吉川市	清瀬市	加賀市	菊川市	岸和田市	倉敷市	鳥栖市
大館市	幸手市	東久留米市	山梨県	伊豆の国市	豊中市	備前市	武雄市
福島県	鶴ヶ島市	武蔵村山市	甲府市	牧之原市	池田市	広島県	小城市
福島市	伊奈町	多摩市	長野県	東伊豆町	高槻市	広島市	大町町
郡山市	白岡市	稲城市	長野市	河津町	河内長野市	呉市	江北町
いわき市	三芳町	羽村市	松本市	南伊豆町	和泉市	竹原市	白石町
白河市	上里町	あきる野市	岡谷市	松崎町	柏原市	福山市	長崎県
相馬市	宮代町	西東京市	諏訪市	西伊豆町	羽曳野市	府中市	佐世保市
南相馬市	杉戸町	瑞穂町	伊那市	函南町	摂津市	三次市	松浦市
茨城県	松伏町	日の出町	茅野市	清水町	東大阪市	海田町	波佐見町
つくば市	千葉県	奥多摩町	佐久市	長泉町	忠岡町	山口県	熊本県
銚田市	千葉市	大島町	安曇野市	小山町	兵庫県	周南市	熊本市
境町	木更津市	利島村	岐阜県	吉田町	姫路市	徳島県	荒尾市
栃木県	茂原市	新島村	大垣市	川根本町	加古川市	徳島市	玉名市
宇都宮市	柏市	神津島村	美濃加茂市	森町	三木市	香川県	宇城市
群馬県	八千代市	三宅村	静岡県	愛知県	朝来市	高松市	益城町
前橋市	東京都	御蔵島村	静岡市	名古屋市	たつの市	さぬき市	大分県
桐生市	特別区（23区）	八丈町	浜松市	岡崎市	奈良県	愛媛県	日田市
館林市	八王子市	青ヶ島村	沼津市	豊橋市	奈良市	松山市	臼杵市
埼玉県	立川市	神奈川県	熱海市	春日井市	香芝市	東温市	宮崎県
さいたま市	武蔵野市	横浜市	三島市	豊川市	和歌山県	高知県	延岡市
熊谷市	青梅市	川崎市	富士宮市	津島市	和歌山市	高知市	鹿児島県
川口市	府中市	相模原市	伊東市	豊田市	田辺市	安芸市	南さつま市
所沢市	昭島市	横須賀市	島田市	安城市	すさみ町	香南市	沖縄県
鴻巣市		鎌倉市	富士市	日進市	太地町	いの町	那覇市
加須市							

9. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

- 多様な分野で3D都市モデルを活用したソリューションを創出。公共領域のみならず民間領域へも裾野を拡大。



消費者・ユーザー向けの不動産・都市開発可視化

3D都市モデルとXR技術を用いた体感型のアーバンプランニングツールを開発。参加型まちづくりにおけるコミュニケーションを活性化させる。



ARを活用した災害リスク可視化ツール

時系列で変化する浸水範囲に応じた避難ルートの検索システムとARアプリケーションを開発。リスクに応じた行動を促しつつ、防災に対する住民の意識を高める。



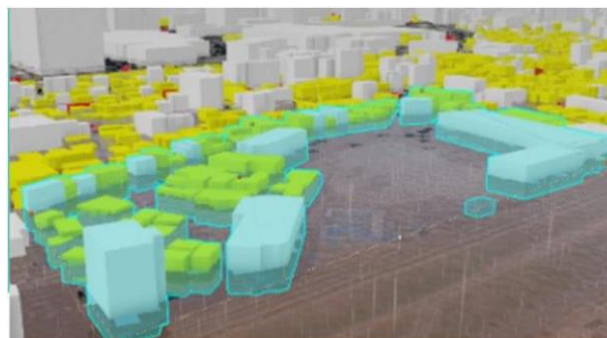
開発許可のオンライン化・ワンストップ化

PLATEAUの都市計画決定情報モデルなどを用い、デベロッパーが市町村へ行う開発許可事前相談手続をオンライン化・ワンストップ化するシステムを開発。



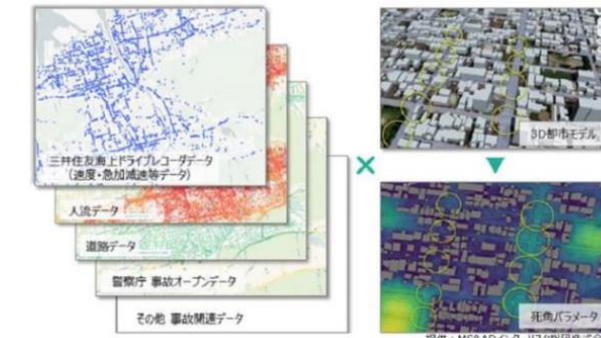
デジタルツインを活用したオンライン商談

3D都市モデルをベースに分譲マンションの外観や周辺環境のデジタルツインを構築。マンション販売の促進と顧客体験の向上に活用。



災害による損害査定と保険金支払いの迅速化

損害保険会社が保有する損害実績データと3D都市モデルの建物情報を掛け合わせることで、水害・土砂災害による想定被害額を算出するシステムを開発。



交通事故発生リスクのAI評価・可視化

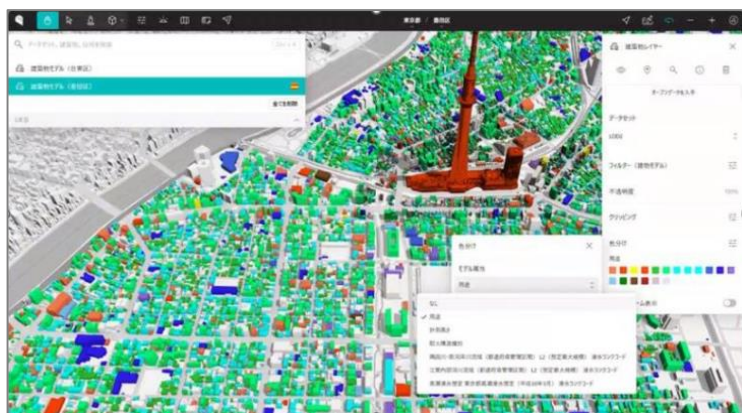
3D都市モデルを活用した交差点上の死角推定「死角パラメータ」を開発し交通事故発生リスクをAI解析により評価・可視化することで、事故防止に役立てる。

9. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

- オープンデータとして提供される3D都市モデルを活用したイノベーション創出を推進するため、よりデータを使いやすい環境を整える。3D都市モデルのユースケース開発環境の提供やWeb上の可視化ツールを通じたデータ・アクセシビリティの向上、PLATEAU技術の基幹となるGISやウェブ技術の開発等を推進。

データ・アクセシビリティの向上

Web上可視化ツール「PLATEAU VIEW」の開発・機能向上により誰もが容易に3D都市モデルに触れ、体験できる環境を提供・向上。

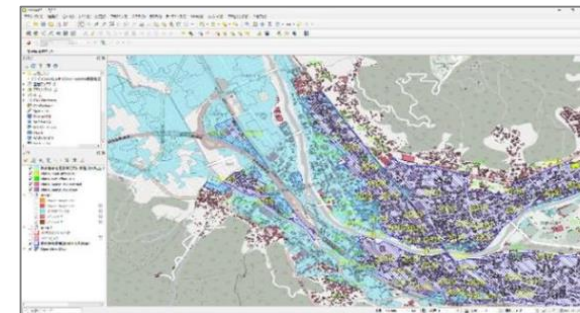


基幹技術の開発・調査

GIS、ゲームエンジン、ウェブなど、3D都市モデルを用いたソリューション開発のための様々な技術領域におけるデータ・ハンドリング性の向上を図るOSSを開発、GitHub（開発プラットフォーム）等で提供。



3D都市モデルのユースケース向けにゲームエンジン
を活用したシステム開発を支援する
「PLATEAU SDK for Unity/Unreal」



汎用的なGISソフトでPLATEAUデータを扱う
「PLATEAU-QGIS-Plugin」



3D都市モデルをより円滑・精緻に表現可能な
地図描画エンジン等に関する技術調査を実施



CityGML形式の3D都市モデルを
他の一般的なGISデータ形式に変換する
「PLATEAU GIS Converter」

9. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

- PLATEAUの実装フェーズを加速させるため、開発者コミュニティを醸成し、エンジニアやクリエイター、プランナー等が自らの技術と3D都市モデルのデータを組み合わせて新たなアプリケーション等を開発する機会を提供。
- 令和5年度はハッカソン等のイベントを全国で29回主催・協力し、延べ2000名以上が参加。その集大成である開発コンテスト「PLATEAU AWARD」で発表されたアイディアは実際のプロダクト開発にも活用される。

■ PLATEAU AWARD 2023 受賞作品

【グランプリ】

PlateauKit + PlateauLab

/ 小関 健太郎



PLATEAUの3D都市モデルをPythonで扱うためのライブラリとコーディング環境を構築。

【UI/UXデザイン賞】

安全運転学習用 Unity版ドライビングシミュレータ

「ぷらっとドライブ in 沼津」

/ 九州産業大学 合志研究室



PLATEAUの沼津市のLOD3のデータを活用した車間距離維持教育用のドライビングシミュレータを開発。

【イノベーション賞】

360°歩行映像のPLATEAUへの動的なプロジェク

ションと洪水可視化-Floodeau-への応用

/ 東京大学 相澤研究室 360-CV班



PLATEAUの3D都市モデルと街を歩いて撮影した360°映像を組み合わせることで3D空間情報と画像情報を統合したバーチャル空間の構築技術を開発。



9. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進



- PLATEAUのエコシステム構築を促進するため、令和5年度より産学官の連携の場「PLATEAUコンソーシアム」を運用。

※従来のスマートシティ官民連携プラットフォーム内「3D都市モデル整備・活用検討分科会」（事務局：国交省都市局）から発展的に組成。

■ PLATEAUコンソーシアム

※正式名称：3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化促進に関する産学官連携協議会

主催： 一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会

（事務局長：東京大学空間情報科学研究センター センター長 関本義秀教授）

参加： 地方公共団体/民間企業/大学・研究機関/関係省庁

運営協力： 国土交通省都市局

活動内容：

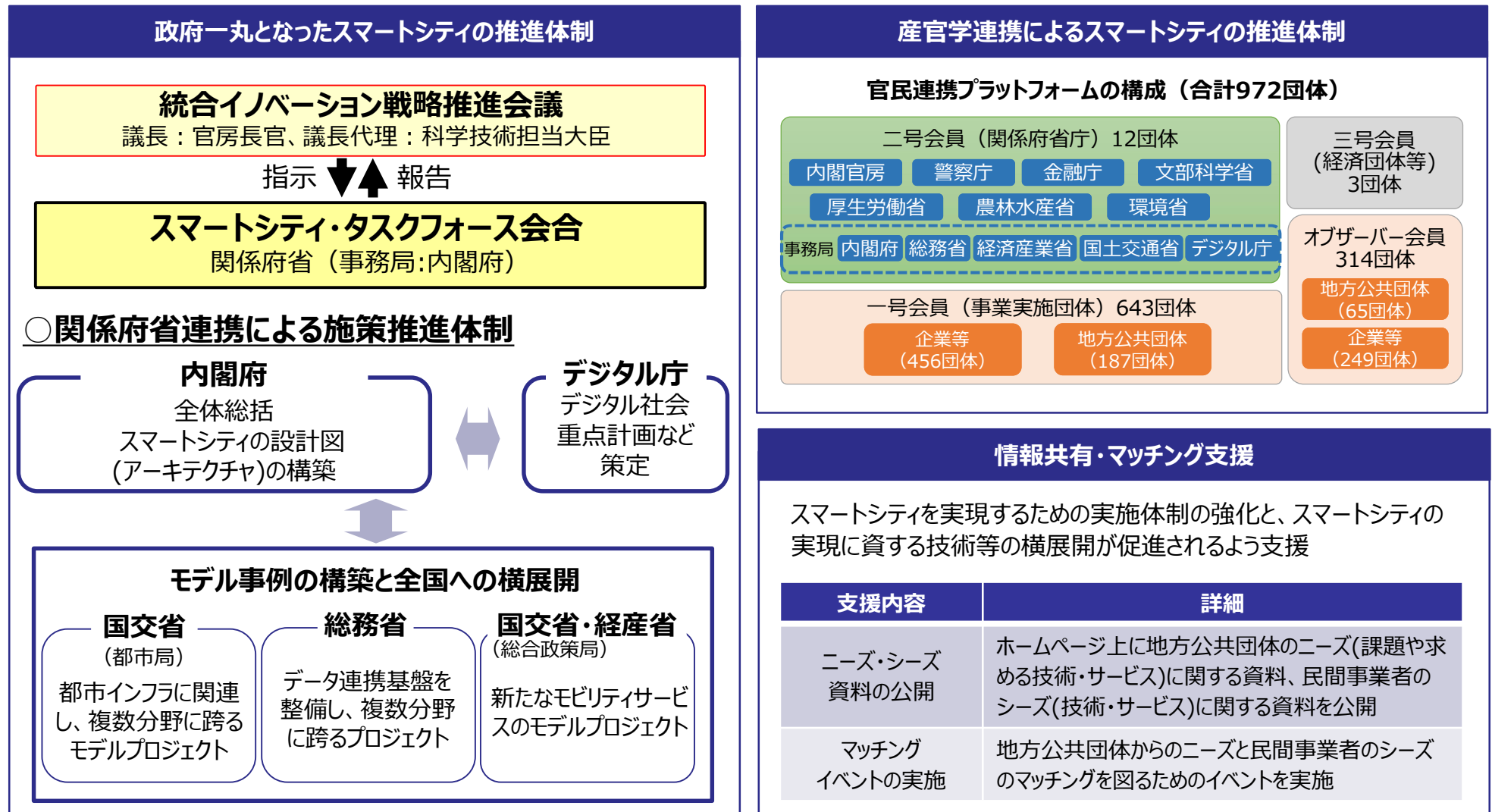
- 多様な関心に対応するための部門別での会員募集
- 産学官の技術開発やユースケース開発の成果報告、プロジェクト活動の成果物（データ・OSS等）の共有、相互活用の支援
- ユーザー（事業会社や自治体）のニーズとソリューションカンパニー（ベンダーやコンサル）や大学・研究機関のシーズのマッチング促進
- 技術開発やユースケース開発、データ利用環境整備等の今後の取組の方向性についての討議



会員数：399（令和6年12月9日現在）

10. スマートシティの政府の推進体制と官民連携プラットフォーム

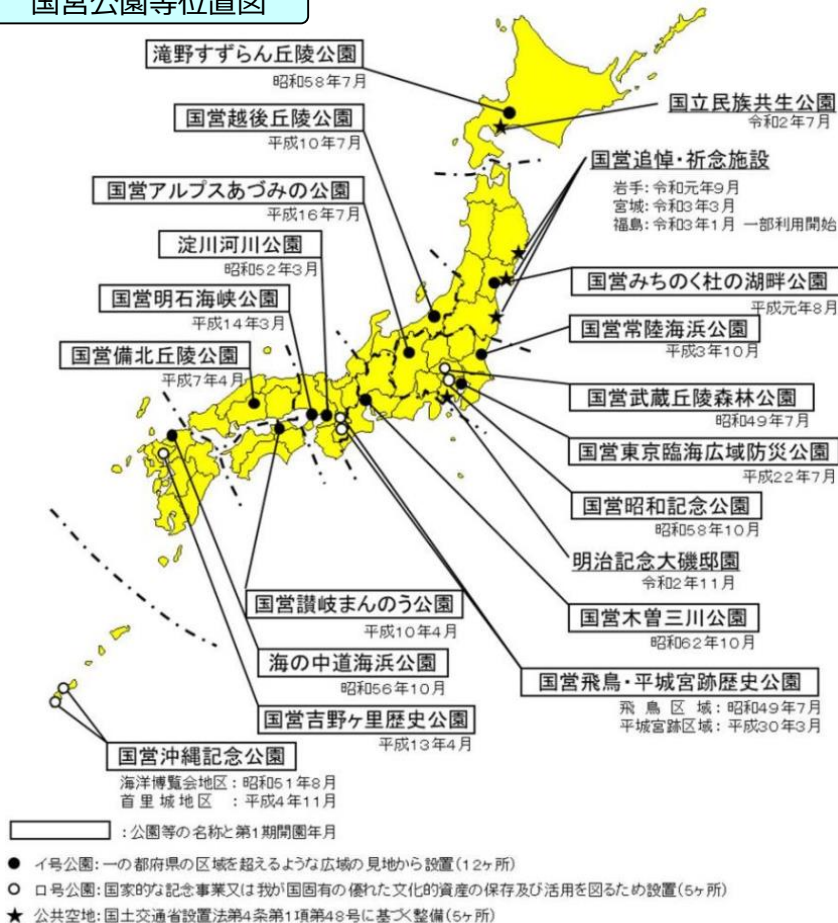
- Society5.0の実現に向け、政府一丸となって、さらに産官学の連携によりスマートシティの取組を推進。



1 1. 都市公園の種類と現況

- 広域的な見地から、また我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るため国が設置する**国営公園**については、**現在 17 公園で整備及び維持管理**を行っているほか、国土交通省設置法第 4 条第 1 項第 48 号に基づき、**5 箇所**で**公共空地の整備及び維持管理**を行っている。
- また、民間活力を活用して公園整備を行う**Park-PFI制度は、国・自治体あわせて 1 6 5 箇所**で活用されている。

国営公園等位置図



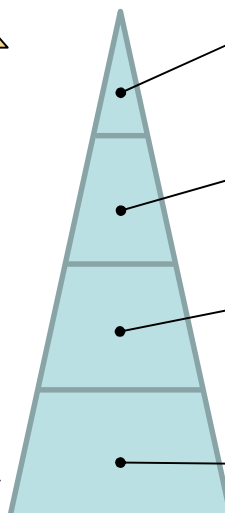
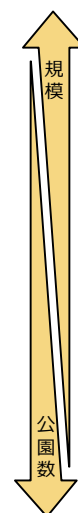
Park-PFIの活用状況

(令和 6 年 3 月末時点)

	公募済	事業者決定		事業実施済み
		選定中	決定済み	
国営公園	4	1	1	2
自治体の公園	161	14	65	82
合計	165	15	66	84

都市公園の体系

(令和 5 年 3 月末時点)



国営公園 国営公園: 17箇所 供用面積: 4,319ha 事業主体: 国
大規模公園 広域公園: 223箇所 供用面積: 15,331ha 事業主体: 都道府県・政令市
都市基幹公園 運動公園: 846箇所 総合公園: 1,406箇所 供用面積: 39,910ha 事業主体: 都道府県・市区町村
住区基幹公園 地区公園: 1,649箇所 近隣公園: 5,895箇所 街区公園: 91,657箇所 供用面積: 35,391ha 事業主体: 市区町村



1 2. 主要な国際会議

概要

- 持続可能な都市の発展に向けて、都市課題に対し、多国間で連携して取り組む必要性が高まっている。日本としても、国内での知見を活かして、先進的かつ持続的な都市政策を形成する必要がある。
- G7等の枠組や経済協力開発機構（OECD）等の国際機関とも連携し、先進的かつ持続的な都市政策を形成するとともに、我が国企業の海外展開とも連動し、途上国での政策形成を支援することで課題解決に貢献する。

主要な国際会議

➤ G7都市大臣会合

- ・G7サミットに関連して開催される閣僚級会合で、G7各国及び欧州連合（EU）に、オブザーバー機関として国際機関を加え、持続可能な都市の発展に向けて、議論を行うもの。
- ・令和4年にドイツにて初めて開催され、令和5年は香川県高松市において日本が開催した。
- ・令和6年はイタリア・ローマにて開催され、G7各国が新たに連携して取り組む「共同行動」を盛り込んだ成果文書（コミュニケ）について合意した。



G7イタリア・ローマ都市大臣会合

➤ 世界都市フォーラム

- ・国際連合人間居住計画（UN-Habitat）が主催する持続可能な都市化に関する国際会議として平成14年から2年ごとに開催され、国（閣僚級）、地方自治体、企業、有識者、都市計画家、コミュニティリーダーが各国から集まる。
- ・令和6年はエジプト・カイロにて開催され、都市局主催で、グローバルサウス諸国にフォーカスし、持続可能な都市開発におけるTODとデジタル技術の活用に関するイベントを開催。



第12回世界都市フォーラム

➤ OECD・RDPC（地域開発政策委員会）閣僚会合

- ・RDPCは、OECDからの権限付与を受け、都市問題、地域開発政策等について調査、研究を行い、各国政府に対し政策提言等を行う委員会。
- ・閣僚級会合は約5年に1度開催され、OECD加盟国から閣僚級が集い、前回は平成31年にギリシャ・アテネにて開催された。
- ・次回会合は、ポーランド・ワルシャワにて令和7年5月に開催予定。

Ⅷ. 問い合わせ先

●令和7年度 都市局関係予算 主な新規・拡充事項等

項目・ページ		担当課・連絡先
1. (1)	P 1 7	都市安全課 (03-5253-8400) まちづくり推進課 (03-5253-8405) 市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415)
1. (2)	P 1 8	市街地整備課 (03-5253-8412) 公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
1. (2)	P 1 9	都市安全課 (03-5253-8400) 市街地整備課 (03-5253-8412)
1. (3)	P 2 0	都市安全課 (03-5253-8400)
1. (4)	P 2 1	都市安全課 (03-5253-8400)
1. (5)	P 2 2	都市安全課 (03-5253-8400) まちづくり推進課 (03-5253-8405)
2. (1)	P 2 3	都市環境課 (03-5253-8295) 公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
2. (2)	P 2 4	市街地整備課 (03-5253-8412)
2. (3)	P 2 5	まちづくり推進課 (03-5253-8405)
2. (4)	P 2 6	都市環境課 (03-5253-8295) 国際・デジタル政策課 (03-5253-8397) まちづくり推進課 (03-5253-8405)
2. (5)	P 2 7	都市環境課 (03-5253-8295) まちづくり推進課 (03-5253-8405) 市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415) 公園緑地・景観課 (03-5253-8418)

項目・ページ		担当課・連絡先
3. (1)	P 2 8	都市計画課 (03-5253-8409)
3. (2)	P 2 9	都市計画課 (03-5253-8409) 市街地整備課 (03-5253-8412)
3. (3)	P 3 0	市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415)
4. (1)	P 3 1	まちづくり推進課 (03-5253-8405) 市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415)
4. (2)	P 3 2	市街地整備課 (03-5253-8412)
4. (3)	P 3 3	まちづくり推進課 (03-5253-8405) 市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415)
5. (1)	P 3 4	国際・デジタル政策課 (03-5253-8397)
5. (2)	P 3 5	国際・デジタル政策課 (03-5253-8397) 市街地整備課 (03-5253-8412)
6. (1)	P 3 6	国際・デジタル政策課 (03-5253-8397)
7. (1)	P 3 7	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
7. (2)	P 3 8	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)

（この冊子は、再生紙を使用しています。）